議会改革の取り組み

平成19年3月

新宿区議会

議会改革の取り組み発行にあたって

～明日へと続く改革の一歩～

わが国は、景気が順調に回復しているとはいえ、急激に進む少子高齢化、人口減少社会の到来と、今までに経験したことのない局面を迎えています。

このことは、団塊世代の大量退職なども相まって、経済や社会に構造変化をもたらすといわれています。

私たちの住む新宿区の地域社会においても、高齢社会への対応、安全安心のまちづくり、子育て支援の充実など多くの課題を抱え、早急に対応していかなければなりません。

また、平成18年12月に地方分権改革推進法が成立し、第二期の地方分権の新たなステージが幕明けし、確かな一歩を踏み出すところです。

このような議会を取りまく状況変化を踏まえて、新宿区議会では地方分権時代に相応しい、透明性が高く、区民の皆様に身近に感じていただける「開かれた区議会」「議会運営の効率化」等を目指して、自らの改革を全力で推し進めてまいりました。

平成14年（第14期議会）に設置された「議会のあり方検討会」を端緒とし、今期（第15期議会）には、平成15年9月に「議会改革を進める小委員会」、平成17年12月に「第2次議会改革を進める小委員会」を設置し、議員同士で活発な論議を重ね、真剣に取り組んでまいりました。

特に、平成17年の政治倫理条例の制定、平成18年第3回定例会から開始した本会議等のインターネット中継、議場の対面演壇方式の導入などは、先進的な取り組みと考えております。

今回、平成19年4月で第15期区議会の任期が満了することをひとつの区切りとし、これまでの議会改革の取り組みをこの冊子にまとめ、区民の皆さまにご報告するものです。

改革に終着点はありません。

新宿区議会は、誰もが安心して暮らしていける新宿、誰もが訪れたくなる文化の薫るまち新宿をめざして、今後も改革の道を歩みつづけてまいります。

平成19年3月

新宿区議会議長　　小畑　通夫

目　次

Ⅰ　議会改革の歩み ……………………………………………………………………………1

Ⅱ　個別項目の検討結果一覧……………………………………………………………………3

1　改革を決定した項目

《議会の組織・構成等》

項目 1　行政審議会等への議員参加の自粛について ……………………………………3

項目 2　政治倫理条例の制定について ……………………………………………………4

《開かれた議会》

項目 3　政務調査費の収支報告書の証拠書類について …………………………………5

項目 4　議会だよりの議員の質問記事に議員名を明記することについて ……………6

項目 5　議会だよりに区民の声を反映させることについて ……………………………6

項目 6　議会傍聴者の写真・録音機器等の持ち込みについて …………………………7

項目 7　議会傍聴者に対するアンケートの実施について ………………………………7

項目 8　議会の年間会議日程の公表について ……………………………………………8

項目 9　代表・一般質問の質問事項を議会ホームページに事前掲載することについて ………8

項目10　請願・陳情を議会ホームページに掲載することについて ……………………9

項目11　議会のホームページとのリンクについて ………………………………………10

項目12　区民の意見等をメールで受け付けることについて ……………………………10

項目13　議会中継について …………………………………………………………………11

《議会の運営》

項目14　本会議質問の時間制と一般質問の導入について ………………………………12

項目15　議場の配置について（対面演壇方式の導入） …………………………………13

項目16　本会議での質問方式について（一問一答方式） ………………………………14

項目17　閉会中の常任委員会の開会日数及び開会日について …………………………15

項目18　文書質問の制度化について ………………………………………………………16

項目19　請願・陳情者からの説明、意見聴取について …………………………………17

項目20　予算・決算特別委員会の時間制導入について …………………………………17

《その他》

項目21　区議会議員記章規程の改正について ……………………………………………18

項目22　事務局の充実について ……………………………………………………………19

2　改革の方向性を確認し、今後具体的な検討を進める項目

項目23　議決事件の拡大について …………………………………………………………21

項目24　請願・陳情の取扱いのルールづくりについて …………………………………21

項目25　幹事長会と議会運営委員会の関係について ……………………………………22

項目26　区議会モニター制度の創設について ……………………………………………22

項目27　法改正を伴う問題についての検討について ……………………………………23

３　実施の結論までは得られなかったが今後も調査研究を行なうとした項目

項目28　メールによる請願・陳情の受理について …………24
項目29　政策調査特別委員会の設置について …………24
項目30　海外視察について …………25

４　検討事項として提案されたが、現行どおりとした項目

項目31　傍聴券の改正について …………26
項目32　政務調査費を個人交付に改めることについて …………26

５　その他意見の一致が得られなかった項目

項目33　正副議長の選出について …………27
項目34　監査委員の選任について …………27
項目35　議会事務局の改革について …………28
項目36「区長と語る新宿トーク」の議会版・議員版について …………28
項目37　町会連合会役員と議会との懇談会を定期的に持つことについて …………28
項目38　小中学生の代表者と話し合う機会を設けることについて …………29
項目39　欠席・早退・遅刻・産休・育児休暇の文書での届出の義務化について …………29
項目40　請願・陳情審査の現地開会について …………29
項目41　請願・陳情の閉会中の委員会付託について …………30
項目42　代表・一般質問に再々質問を導入することについて …………30
項目43　議会運営委員会への会派オブザーバーの出席について …………31
項目44　定例会中の常任委員会に予備日を設けることについて …………31
項目45　議長に対する代表・一般質問を認めることについて …………32
項目46　予算・決算特別委員会の委員選任方法の変更について …………32
項目47　費用弁償を廃止することについて …………32
項目48　政務調査費を増額することついて …………33
項目49　議員選出各種委員の報酬を自粛することについて …………33
項目50　議員年金の廃止を目指し、検討委員会を発足することについて …………33

Ⅲ　資料編

資料１　議会のあり方検討会委員名簿 …………35
資料２　議会のあり方検討会　―最終報告― …………36
資料３　議会のあり方検討会審議経過 …………45
資料４　地方分権・行政改革特別委員会、議会改革を進める小委員会委員名簿 …………47
資料５　小委員会設置について …………48
資料６　議会改革を進める小委員会審議経過 …………50
資料７　地方分権・行政改革特別委員会、第２次議会改革を進める小委員会委員名簿 …………55
資料８　第２次小委員会設置について …………56
資料９　第２次議会改革を進める小委員会審議経過 …………58
資料10　新宿区議会議員政治倫理条例に関する答申 …………62
資料11　区議会のインターネット中継等の実施に関する最終報告 …………70

Ⅰ
議　会　改　革　の　歩　み

1　改革のさきがけ「議会のあり方検討会」

現在につながる改革の始まりは、平成14年の2月に超党派の議員有志6名（山添巖議員、小野きみ子議員、桑原公平議員、のづたけし議員、やはぎ秀雄議員、えのき秀隆議員）から議長に提出された「新宿区議会の改革に関する要請書」及び同年4月に日本共産党新宿区議会議員団から議長に提出された「新宿区議会の改革に関する第1次案と検討の方向性について」が契機となり、同年5月に区議会各会派の代表を構成員とする10名の委員で設置された「議会のあり方検討会」（以下「検討会」という。）です。

検討会は、6月5日に活動を開始し、翌平成15年1月27日に議長に対し「議会のあり方検討会―最終報告―」を提出して解散するまで、18回にわたり、①議会の組織や構成、②議会の運営、③開かれた議会、④議会の経費削減などの事項の64項目について検討を重ねました。

この検討会で改革が決まり、実施された事項は、「行政審議会等への議員の参加の自粛」、「本会議、委員会の議員の費用弁償の半減」、「本会議における代表・一般質問の持ち時間制の導入」など14項目にのぼります。

また、第15期における議会改革につながるものとして、大きな役割を果たしました。

2　改革を進めるために「議会改革を進める小委員会」

第14期の検討会の成果を受け、第15期の区議会（平成15年5月～）でも、議会改革の必要性が論議されました。

選挙後、初の区議会臨時会（平成15年5月22日）で18人の委員により構成される「地方分権・行政改革特別委員会」（以下「特別委員会」という。）が設置され、その委員会の調査すべき事項として、「自治権拡充」、「行政改革」とともに「議会改革」が盛り込まれました。

そして、議会改革について、より詳細な検討を行うため、平成15年9月に特別委員会の中に、各会派の代表者10人を委員とする「議会改革を進める小委員会」（以下「小委員会」という。）を設置しました。小委員会は、特別委員会から①議会の組織や構成　②議会の運営　③開かれた議会などの事項の34項目の検討を付託され、9月16日に活動を開始しました。その後、28回の検討を経て、平成17年5月17日に特別委員会に調査報告を行い、解散しました。

なお、議会改革の検討結果は、平成17年5月19日に開会された平成17年第1回区議会臨時会の本会議で特別委員長から報告されました。

この小委員会で改革が決まり、実施された事項は、「政治倫理条例の制定」、「議場の配置（対面演壇の設置）」、「区議会閉会中の常任委員会の開会日数の増」、「区議会のインターネット中継」など20項目にのぼり、議会改革は、さらに前進しました。

3 さらなる改革を目指し「第２次議会改革を進める小委員会」

特別委員会では、その後も新たな検討項目や引続き検討すべき項目の取り扱いについて協議を続けました。

これを受け、平成17年12月１日に、新たに特別委員会内に各会派の代表者10人を委員とする「第２次議会改革を進める小委員会」（以下「第２次小委員会」という。）を設置しました。

第２次小委員会は、特別委員会から①議会の組織や構成　②議会の運営　③開かれた議会などの事項について、新たな課題17項目と小委員会で結論を得られなかったもののうち、引続き検討を行うべき事項11項目の計28項目が付託されました。

第２次小委員会は、平成17年12月１日に活動を開始し、近隣の先進自治体議会などの視察を行いながら、平成18年11月21日に検討結果を特別委員会に報告するまで、17回にわたり議論を重ねました。

第２次小委員会の検討結果は、平成18年12月８日に開会された平成18年第４回区議会定例会の本会議で特別委員長から報告されました。

第２次小委員会で改革が決まり、実施された事項は、「本会議質問の一問一答方式の実施」、「予算・決算特別委員会における持ち時間制の導入」、「文書質問の導入」など８項目にのぼり、第15期における議会改革の成果の足跡を残すことができました。

4 改革に終着点なし

新宿区議会では、地方分権の時代のあるべき議会像を模索しつつ、議員同士が活発な議論を重ね、また、会派を超えて協調しながら、改革を進めてきました。

改革に終着点はありません。今後も皆様とともに暮らしやすく賑わいのあるまち新宿を目指し、区民の皆様に信頼され、身近で開かれた議会運営を行っていきます。

◀ 以前の議場の配置
（議員席前の演壇から議員に向かって質問を行っていた。）

対面演壇導入後の議場の配置 ▶
（議員席前中央の演壇から執行機関に向かって質問を行う。）

Ⅱ

個別項目の検討結果一覧

第１５期議会での「議会改革を進める小委員会」及び「第２次議会改革を進める小委員会」に付託され検討された項目について掲載しました。

第１４期議会の「議会のあり方検討会」で検討されたものは、巻末資料編の「議会のあり方検討会最終報告」をご参照ください。

1 改革を決定した項目

項目１

行政審議会等への議員参加の自粛について

提案趣旨

議員は、これまで慣例的に執行機関の附属機関である審議会の委員に就任している。審議会は、長からの諮問依頼に応じ審査等を行い答申する。長はこの答申を参考にして政策を決定する。このような性格を持った審議会に、長と対等な立場で行政の政策方針をチェックする議会の議員が委員に就任することは適当でない。議員が審議会の委員となることは慎重に考えるべきである。

検討結果

議会のあり方検討会では、まず、議論を進めるに当たって、個々の審議会等を性格により分類し、各審議会の所管課の意見聴取なども行いながら、現状を踏まえて検討を行ないました。

その結果、法令で議員の選出が規定されている審議会以外は、原則として議員の参加は自粛することとし、7つの審議会について自粛することを決定しました。また、議員の抜けた後の審議会委員については、住民代表を公募で選出すること及び議会に審議内容等を報告することを区長に要望することとしました。

また、小委員会では自粛した7つの審議会以外の審議会について更に検討を進めた結果、「みどりの推進審議会」についても自粛することを決定しました。

○自粛を決定した審議会等　—　住居表示審議会
景観まちづくり審議会
リサイクル清掃審議会
環境審議会
住宅まちづくり審議会
障害者施策推進協議会
水害防止対策促進協議会
みどりの推進審議会

審議経過

平成14年11月11日　議会のあり方検討会
平成14年12月18日　議会のあり方検討会
平成14年12月24日　議会のあり方検討会
平成15年 1月15日　議会のあり方検討会
平成16年 6月22日　議会改革を進める小委員会
平成17年 1月25日　議会改革を進める小委員会
平成17年 2月15日　議会改革を進める小委員会
平成17年 4月19日　議会改革を進める小委員会
平成17年 5月17日　地方分権・行政改革特別委員会

実施時期

平成15年5月　第15期議会当初から実施
平成17年5月　みどりの推進審議会から自粛

項目２

政治倫理条例の制定について

提案趣旨

議員は、選良であり、区民の負託を受けた身である。自ら襟を正す意味からも、「政治倫理条例」を策定すべきである。

検討結果

議会のあり方検討会では、清浄で民主的な区政の発展に寄与することを目的に政治倫理を確立する条例の制定を目指し、次期（15期）の議会で、議員、区民及び学識経験者を含めた「懇談会」を設置することが検討されました。最終的には決定に至りませんでしたが、今後も検討するものとしました。

第15期議会にはいり、小委員会で再び「政治倫理条例」について検討を重ねた結果、「政治倫理条例」を制定することを決定しました。条例策定にあたっては、公募の区民を含む「懇談会」を設置し、基本的な考え方及び条例に盛り込むべき事項を検討することとしました。

平成16年 4月　新宿区議会議員政治倫理条例懇談会設置
平成16年10月　「懇談会」が答申を議長へ提出（巻末資料参照）
平成16年11月　条例案起草委員会設置
平成17年 1月　条例案に関するパブリックコメント実施
平成17年 6月　平成17年第2回定例会で条例案可決

審議経過

平成14年　7月　1日　議会のあり方検討会
平成14年　7月24日　議会のあり方検討会
平成15年　9月22日　議会改革を進める小委員会
平成15年10月15日　議会改革を進める小委員会
平成15年10月21日　地方分権・行政改革特別委員会

実施時期

平成17年12月1日条例施行
（政治倫理審査会開催状況）
審査請求2件　延べ10回開催（平成19年2月現在）

項目3

政務調査費の収支報告書の証拠書類について

提案趣旨

政務調査費の収支報告書に領収書原本を添付し、保存期間は収支報告書と同様に5年とすることが適当である。

検討結果

収支報告書の保存期間と同一にする必要があるため、領収書の保存期間を1年から5年に改めることとしました。領収書原本は、現行どおり会派で保管することとしました。

審議経過

平成15年　1月16日　議会のあり方検討会
平成15年11月25日　議会改革を進める小委員会
平成15年12月　3日　地方分権・行政改革特別委員会

実施時期

平成16年3月24日　第1回定例会で新宿区政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を可決
平成16年4月1日条例施行
（参考）
その後、平成18年4月1日から領収書写しの添付義務化や使途基準の明確化など所要の改正を行いました。更に、平成19年第1回定例会で、領収書原本の添付を義務化する条例改正案を可決しました。

項目４

議会だよりの議員の質問記事に議員名を明記することについて

提案趣旨

区議会では毎定例会後に「議会だより」を発行して、議員の執行機関に対する質問や議案の審議結果などを区民にお知らせしているが、質問した議員名は明記されていない。開かれた議会の一環として質問した議員名についても明記していくことが必要ではないか。

検討結果

平成15年第3回定例会から本会議での質問の持ち時間制及び一般質問（個人質問）の導入が決定されたことを機会に、各質問記事に議員名を明記することとしました。

審議経過

平成15年　1月16日　議会のあり方検討会
平成15年10月15日　議会改革を進める小委員会
平成15年10月21日　地方分権・行政改革特別委員会

実施時期

平成15年第3回定例会号（平成15年11月16日発行）から実施

項目５

議会だよりに区民の声を反映させることについて

提案趣旨

区民が親しみを持てる「議会だより」としていくため、区民から議会だよりの編集についての意見、要望等がある場合は、議会だより編集委員会で検討するなど、区民の声を反映させるようにする。

検討結果

議会だより編集委員会において区民の意見を積極的に取り入れるなど、議会だよりの編集に考慮することとしました。

審議経過

平成15年12月16日　議会改革を進める小委員会
平成16年　1月20日　地方分権・行政改革特別委員会

実施時期

平成16年第1回定例会後の「議会だより編集委員会」から実施

項目６

議会傍聴者の写真・録音機器等の持ち込みについて

提案趣旨

傍聴者の写真撮影等を自由にする。

検討結果

これまで、カメラ・録音機器等の本会議・委員会への持ち込みについては、報道機関には許可する事例はありましたが、一般の傍聴者には「原則として禁止」の運用をしてきました。しかし、より開かれた議会を推進するため、会議の運営上支障のない限り一般の傍聴者についても持ち込みを許可する運用に改めることとしました。傍聴規則に基づく届出及び許可という手続きは従来どおりとしました。

審議経過

平成15年　1月16日　議会のあり方検討会
平成15年11月25日　議会改革を進める小委員会
平成15年12月16日　議会改革を進める小委員会
平成16年10月19日　議会改革を進める小委員会
平成16年11月16日　地方分権・行政改革特別委員会

実施時期

平成16年第4回定例会から実施

項目７

議会傍聴者に対するアンケートの実施について

提案趣旨

区政等に対する意見をアンケートに書いてもらうことにより区民が区政に対する関心を高め、傍聴促進に寄与するための一つの方法として、傍聴者に対するアンケートを実施すること

検討結果

本会議及びすべての委員会でアンケートを実施することとしました。アンケートは傍聴者等が自由に意見、感想等を記入できる様式とし、回収したアンケートは議員に回付し、今後の議会改革等の参考とします。

審議経過

平成15年11月18日　議会改革を進める小委員会
平成15年11月25日　議会改革を進める小委員会

平成15年12月 3日　地方分権・行政改革特別委員会

実施時期

平成15年12月8日本会議から実施

(参考)

アンケート回収実績	平成16年	本会議80件	委員会182件
	平成17年	本会議90件	委員会101件
	平成18年	本会議38件	委員会 77件

項目8

議会の年間会議日程の公表について

提案趣旨

議会傍聴の利便等に資するため、議会の年間の会議日程（予定）を公表すること。

検討結果

議会ホームページ等で公表することとしました。

審議経過

平成15年12月16日　議会改革を進める小委員会
平成15年12月24日　議会改革を進める小委員会
平成16年 1月27日　議会改革を進める小委員会
平成16年 2月17日　地方分権・行政改革特別委員会

実施時期

平成16年 2月25日　議会ホームページで閲覧開始

項目9

代表・一般質問の質問事項を議会ホームページに事前掲載することについて

提案趣旨

代表・一般質問の質問事項を定例会開会前に事前に掲載し、区政に対する関心を高め、議会傍聴を促進するなど、開かれた議会を推進する。

検討結果

代表・一般質問の質問事項を、質問通告期限の翌日（定例会開会前）に掲載することとしました。

審議経過

平成15年　1月16日　議会のあり方検討会
平成15年11月18日　議会改革を進める小委員会
平成15年12月　3日　地方分権・行政改革特別委員会

実施時期

平成16年第1回定例会から実施

項目10

請願・陳情を議会ホームページに掲載することについて

提案趣旨

請願・陳情者や議会ホームページ閲覧者等の利便向上のため、議会ホームページに請願・陳情欄を設けること。

検討結果

平成15年第3回定例会号の議会だよりから審査された請願・陳情の件名、要旨、審査結果をすべて掲載しています。既に、議会ホームページでも議会だよりが掲載されていますので、請願・陳情の審査の状況を知ることができるようにはなっていますが、請願・陳情の審査結果等に対する区民の関心が高いことから、一覧による見やすさを考慮し、議会だよりとは別に議会ホームページのトップページに新たに「請願・陳情の審査状況」として項目を設定して、容易に検索できるようにしました。

審議経過

平成15年　1月16日　議会のあり方検討会
平成15年12月16日　議会改革を進める小委員会
平成16年　1月20日　地方分権・行政改革特別委員会

実施時期

平成16年　4月26日閲覧開始

項目11

議会のホームページとのリンクについて

提案趣旨

各議員のホームページと区議会のホームページとをリンクさせること。

検討結果

各会派のホームページと区議会のホームページとをリンクさせることとしました。各議員個人のホームページは会派のホームページとリンクしているので、議会ホームページとは直接リンクしないこととしました。

審議経過

平成15年 1月16日　議会のあり方検討会
平成15年11月18日　議会改革を進める小委員会
平成15年12月 3日　地方分権・行政改革特別委員会（会派ホームページとのリンク）
平成16年11月16日　議会改革を進める小委員会
平成17年 1月18日　地方分権・行政改革特別委員会（議員ホームページとのリンク）

実施時期

平成16年2月2日から会派ホームページとのリンク開始

項目12

区民の意見等をメールで受付けることについて

提案趣旨

議会に対する区民からの意見等については、従前から窓口で受付けているが、ＩＴ化の時代でもあり、区民等の利便からいってもメールで受付けできるようにし、広く区民等からの意見を収集することが必要である。

検討結果

「議会における投書の取扱いに関する要綱」を策定し、メールでの受付を開始することとしました。

審議経過

平成15年 1月16日　議会のあり方検討会
平成15年11月18日　議会改革を進める小委員会
平成15年12月24日　議会改革を進める小委員会
平成16年10月19日　議会改革を進める小委員会
平成16年11月16日　地方分権・行政改革特別委員会

実施時期

平成17年1月11日から実施
(参考)
　メール受付件数　平成17年　21件
　　　　　　　　　平成18年　16件

項目13

議会中継について

提案趣旨

区役所1階に設置している議会の会議案内用のプラズマテレビに本会議での議員質問等を放映し、議会開会の周知、区民等の議会に対する関心を高めていくこと。

検討結果

当初、議会のあり方検討会では、既存の設備を利用して議会の本会議での代表・一般質問の同時・録画中継を検討しました。

小委員会では、本会議の中継については、その方法について幾つかの意見が出され議論しましたが、結局、現設備で録画したテープを視聴した結果、画質等の面から、これを放送することは適当ではないとの意見もあり、また社会のＩＴ化の進展なども考慮し、この際インターネット中継をも含め再検討することとしました。特別委員会として、インターネット中継導入区の視察調査も実施しました。

これらを踏まえ再度検討した結果、議会活動の情報提供の重要性や開かれた議会の一層の推進を図る上からも、「インターネットを活用した本会議中継を実施する」ことを決定しました。実施時期については、議場に関する諸改修とあわせ、インターネット中継システムの導入を考えることとし、平成18年度実施を目途とすることを確認しました。これは、カメラ、マイク等の放送設備とインターネット中継システムは関連した設備となるので、あわせて考える必要があることなど、効率的かつ適切に実施するための必要な検討期間をとるためです。また、これらの検討については、議員及び議会事務局で構成するプロジェクトチーム（インターネット中継等検討委員会）を発足し、インターネット中継に関する具体的な検討を行うこととしました。

審議経過

平成14年　8月　1日　議会のあり方検討会
平成14年　8月29日　議会のあり方検討会
平成14年　9月　4日　議会のあり方検討会
平成15年10月15日　議会改革を進める小委員会
平成16年　5月26日　特別委員会で他区のインターネット中継を視察
平成16年　7月27日　議会改革を進める小委員会
平成16年　8月19日　地方分権・行政改革特別委員会

平成16年11月　1日　インターネット中継等検討委員会設置
平成17年　8月26日　検討委員会最終報告を議長に提出（巻末資料参照）
平成17年　9月20日　地方分権・行政改革特別委員会へ報告
平成18年　9月　4日　新宿区議会中継に関する要綱を決定

実施時期

平成18年第3回定例会から実施
（実績）
　平成18年第3回定例会　延べアクセス件数（生中継）
　　本会議　1440件（3日間）　決算特別委員会　7075件（9日間）
　平成18年第4回定例会　延べアクセス件数（生中継）
　　本会議　735件（4日間）
　平成19年第1回定例会　延べアクセス件数（生中継）
　　本会議　812件（4日間）予算特別委員会　4070件（10日間）

項目14

本会議質問の時間制と一般質問の導入について

提案趣旨

本会議での区長等執行機関への質問は、従来から各会派の代表質問として行なわれているが、これに加え議員個人が質問する一般質問（個人質問）を持ち時間制を前提に導入し、本会議質問を活性化すること

検討結果

議会のあり方検討会では、議会の活性化を目指し、持ち時間制の導入を前提とした平成15年第1回定例会での一般質問を試行することを決定し、持ち時間制及び一般質問の本格導入は引き続き検討するとしました。

15期議会にはいり、一般質問の試行を踏まえ、地方分権・行政改革特別委員会において本格実施に向けた検討の結果、平成15年第3回定例会から本格実施することとし、以下のことを決定しました。

1　「代表・一般質問について」

　平成15年第1回及び第2回定例会において、複数会派の一般質問導入を試行したところであるが、第3回定例会から本格実施する。実施するにあたり次の事項を確認する。

・質問別名称
　代表質問は、会派を代表する質問をいう。ただし1人会派もこれに含める。
　一般質問は、2人以上で構成する会派が個人でする質問をいう。
・一般質問の順位
　代表質問の後に、代表質問の順位により一般質問を行なう。会派に複数の一般質問者がいる場合は、これを繰り返し、会派内の質問順位は会派内で決定する。
・質問の通告期限

初日の代表質問の中3日前とする。ただし、区の休日を除くものとする。

・質問要旨

質問要旨をできれば通告と同時に、遅くとも翌日の午前中に提出する。

・質問者及び質問時間の報告期限

質問通告期限の中2日前とする。ただし、区の休日を除くものとする。

・質問時間

代表質問の時間は10分以上とし、代表質問及び一般質問は5分刻みで定める。

・質問に対する答弁者

代表質問は原則として区長とし、一般質問及び代表質問の再質問は所管部長も可とする。

・質問の時間管理

原則として質問者が行なうが、事務局で補完する。

2 「本会議への時間制の導入について」

第3回定例会から本会議に持ち時間制を導入するため、特別委員会で協議した結果、これまでの各会派の実績時間及び各会派の申し出並びに所属議員数を配慮の上、以下のように定める。

・ 会派の総質問時間は、会派の持ち時間（25分）及び議員の持ち時間（1人5分）を合計したものとする。ただし、1人会派の総質問時間は20分とする。

また、特別の事情がない限り、この持ち時間を上限とする。

・ 会派の構成に変更があった場合は、上記基準により定める。

審議経過

平成14年12月 2日・18日・24日	議会のあり方検討会
平成15年 1月15日・16日	議会のあり方検討会
平成15年 6月16日	地方分権・行政改革特別委員会
平成15年 7月15日・22日	地方分権・行政改革特別委員会

実施時期

平成15年第3回定例会から実施

項目15

議場の配置について（対面演壇方式の導入）

提案趣旨

現在の議場は、議員が執行機関に対し質疑・質問を行なう場合でも、議員に向かって発言するように演壇が設置されている。二元代表制に基づく議会と執行機関が、緊張感のある関係を築き区民にとってもわかりやすい議会とするためには、質疑・質問者と答弁者は互いが向き合って顔を見ながら行うという本来の姿にすべきである。

検討結果

議会のあり方検討会では、議会の活性化及び区民にわかりやすい議会を目指して、対面式質疑を取り入れるために、最小の経費で議場を改修することを検討しました。最終決定に至りませんでしたが、今後も検討していくこととしました。

第15期議会の小委員会で引き続き検討を重ねた結果、18年度を目途として対面式の演壇を新たに設けることを決定し、具体的な計画は、インターネット中継のプロジェクトチームで併せて検討していくこととしました。

審議経過

平成14年 7月 1日　議会のあり方検討会
平成14年 7月18日　議会のあり方検討会
平成14年 7月24日　議会のあり方検討会
平成14年 8月 1日　議会のあり方検討会
平成15年10月15日　議会改革を進める小委員会
平成16年 7月27日　議会改革を進める小委員会
平成16年 8月19日　議会改革を進める小委員会
平成16年10月 8日　地方分権・行政改革特別委員会
平成16年11月 1日　インターネット中継等検討委員会設置
平成17年 8月26日　検討委員会が最終報告を議長に提出（巻末資料参照）
平成17年 9月20日　地方分権・行政改革特別委員会へ報告
平成18年 9月 4日　議会運営委員会で「対面演壇使用の申し合わせ」を決定

実施時期

平成18年第3回定例会から対面演壇での質問を実施

項目16

本会議での質問方式について（一問一答方式）

提案趣旨

本会議での代表・一般質問は、従来からすべての質問項目を一括して質問し、答弁も一括して答弁するという方式により行なっている。本会議質問をより活性化するとともに、傍聴者等にとってもわかりやすい方式を検討すべきである。

検討結果

従来から、代表質問等については、すべての質問項目を一括して質問し、答弁も一括して受けることとしていました。しかし、この方式では、複数の質問項目を一遍に発言してしまうことから、質問項目が多数に亘る代表質問においては、質問とその答弁との間の時間の経過が大きく、聞いている側からすると、分かりにくい面があります。これに対し、一問に対する答弁を直後に行なう場

合は、質問と答弁というやりとりが時間をおかずに行なわれ、聞いている側にとってもわかりやすくなります。先に実施が決まっている本会議のインターネット同時中継や対面式演壇の導入とともに一問一答による質問方式は、執行機関との間に緊張感が生まれ、本会議の活性化が期待できます。このことから、質問項目が多く時間も比較的長くとられる代表質問に導入することとしました。

審議経過

平成14年12月 2日　議会のあり方検討会
平成14年12月18日　議会のあり方検討会
平成14年12月24日　議会のあり方検討会
平成15年12月24日　議会改革を進める小委員会
平成16年10月26日　議会改革を進める小委員会
平成17年 4月26日　議会改革を進める小委員会
平成17年 5月17日　地方分権・行政改革特別委員会
平成18年 5月 2日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年 5月16日　地方分権・行政改革特別委員会

実施時期

平成18年第3回定例会から一括方式との選択制により一問一答方式を実施

項目 17

閉会中の常任委員会の開会日数及び開会日について

提案趣旨

分権による事務増大等、区からの報告事項等が多くなってきている。閉会中の常任委員会の定例開会日数を増やすことを検討すべきである。また、常任委員会、特別委員会はそれぞれ同時開会としているが、他委員会所属議員が審議内容を把握する意味からも、異なる日時の開会とする。

検討結果

議会のあり方検討会では、区政がめまぐるしく変化する中で、区からの報告事項等が多くなってきており、委員会での質疑を十分に行なうため、従来の月1日から月2日とすること、また、常任委員会を2つのグループに分けて開会することが検討されましたが、最終決定に至らず、今後も検討していくこととしました。

第15期議会の小委員会で引き続き議題とし、執行機関の意見聴取なども行いながら検討を重ねた結果、閉会中の常任委員会は、毎月第2及び第4水曜日の2日間とし、第4水曜日は委員会視察を行なうようにすることとしました。また、理事者については、案件の関係理事者のみの出席としました。開会日については、理事者側への影響や効率性を考慮し、従来どおり同時開会としました。

審議経過

平成14年 7月 1日　議会のあり方検討会
平成14年 7月24日　議会のあり方検討会
平成15年12月24日　議会改革を進める小委員会
平成16年 1月20日　議会改革を進める小委員会
平成16年 1月27日　議会改革を進める小委員会
平成16年 8月19日　議会改革を進める小委員会
平成16年10月19日　議会改革を進める小委員会
平成16年11月16日　地方分権・行政改革特別委員会

実施時期

平成17年5月常任委員改選後から実施

項目18

文書質問の制度化について

提案趣旨

本会議での口頭による質問に加え、文書でも質問することができるようにすること。

検討結果

地方議会は国会における質問趣意書制度とは違い、議員の執行機関への質問は、本会議において口頭で行なうことが原則とされていますが、文書質問は地方自治法で禁止されていないことから新宿区議会会議規則で定めれば文書質問も可能です。この文書質問の制度化については、その必要性等について賛否両論がありましたが、文書質問を通してより多くの区民に、区政について明らかにされる面もあることなどから、口頭による質問の原則を踏まえた運用を前提に導入することを確認し、別途、その運用を詳細に検討することとしました。

審議経過

平成18年 4月18日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年 5月 2日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年 5月16日　地方分権・行政改革特別委員会
平成18年 9月 4日　議会運営委員会で運用の申し合わせ決定

実施時期

平成18年第3回定例会で新宿区議会会議規則の一部を改正する規則を可決

項目19

請願・陳情者からの説明、意見聴取について

提案趣旨

陳情者の意図を正確に理解し、議論を深めるため、委員会を休憩して請願・陳情者から説明や意見を求めることを可能とすることが必要である。

検討結果

現在でも、委員会が必要と判断すれば、請願・陳情者との懇談会を行なっており、今後も、必要があれば、この懇談会を開催して陳情者等の意見を聞いていく方向性を確認し、ルール化はしないこととしました。

審議経過

平成17年12月20日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年　4月　4日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年　5月16日　地方分権・行政改革特別委員会

実施時期

―――――――――

項目20

予算・決算特別委員会の時間制導入について

提案趣旨

予算・決算特別委員会における委員質疑については、従来は理事会で協議のうえ質疑時間を決定しているが、一定の算出方法に基づき算出された時間を委員の質疑時間とするなど、公平性を考慮した質疑時間をとることで民主的な議会運営を行なう。

検討結果

質疑時間の制限を目的とするのではなく、各議員の発言の公平性を担保することを主眼とし、総括質疑及びしめくくり質疑について導入することとし、以下のことを決定しました。

○会派持ち時間の算出方法

①総括質疑（予算特別委員会では総質疑時間15時間）
　　　　　（決算特別委員会では総質疑時間12時間）

下記（ア）、（イ）を合わせた時間を会派持ち時間とする。

（ア）会派基礎時間　各会派それぞれ40分

（イ）会派の所属議員数に応じた時間

総質疑時間から各会派基礎時間の合計を減じた残りの時間を在籍議員数で除して得られた

時間に、会派の所属議員数を乗じて得られた時間

②しめくくり質疑（予算特別委員会、決算特別委員会ともに総質疑時間5時間30分）

下記（ア）、（イ）を合わせた時間を会派持ち時間とする。

（ア）会派基礎時間　各会派それぞれ20分

（イ）会派の所属議員数に応じた時間

総質疑時間から各会派基礎時間の合計を減じた残りの時間を在籍議員数で除して得られた時間に、会派の所属議員数を乗じて得られた時間

なお、今回の措置により、従来に比べて著しく質疑時間が短くなる会派に対して、相互調整のもとに、一定の激変緩和措置を講じることとする。

③複数委員による質問について

持ち時間制導入に伴い、総括質疑について、会派持ち時間の範囲内で、複数の委員が質問を行う形態を試行する。その成果を検証したうえで、本格実施についての検討をする。

なお、委員会に委員を配分されない会派がある場合、その会派持ち時間に相当する時間を、総質疑時間から控除するものとする。

審議経過

平成16年　2月17日　議会改革を進める小委員会
平成16年　4月27日　議会改革を進める小委員会
平成16年11月16日　議会改革を進める小委員会
平成16年12月21日　議会改革を進める小委員会
平成17年　4月26日　議会改革を進める小委員会
平成17年　5月17日　地方分権・行政改革特別委員会
平成18年　5月16日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年　6月　6日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年　6月20日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年　7月　4日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年　7月18日　地方分権・行政改革特別委員会

実施時期

平成18年9月決算特別委員会から実施
平成19年2月予算特別委員会から複数委員による総括質疑を本格実施

項目21

区議会議員記章規程の改正について

提案趣旨

議員記章については、現行規定は「はい用しなければならない。」となっており義務規定となっている。議員活動の上で、議員記章を付けなくても支障はない。少なくとも義務規定を改正すべき

である。

検討結果

　現行では、区議会議員記章規程の第1条第2項で、議員は議会活動に際しては、「前項の記章をはい用しなければならない」と、議員記章の着用を義務化していましたが、議員個々の考え方もさまざまであり、このことについては議員個々の判断に委ね、これを「着用に努めるものとする」と改めることとしました。

審議経過

平成16年　4月20日、27日　議会改革を進める小委員会
平成16年　5月18日、25日　議会改革を進める小委員会
平成16年10月26日　議会改革を進める小委員会
平成16年11月16日　地方分権・行政改革特別委員会

実施時期

平成16年11月25日施行

項目22

事務局の充実について

提案趣旨

　議会の政策立案、条例制定機能の向上のため、議会事務局を充実すべきである。

検討結果

　議会において、議員がより円滑で効率的に活動するための事務局のサポートを充実するため、当面、次の4点について積極的な取組みを図ることとしました。
　①調査情報の充実として、新たに、情報提供紙の発行及び政策レポートの発行を行う。
　②議会運営の多様化の対応として、多様な議会運営の方策の検討を行う。
　③議員の政策形成能力の向上を目的に、研修会等を開催する。
　④議会情報の積極的な公開を行なう。

審議経過

平成14年　9月13日　議会のあり方検討会
平成16年　6月22日　議会改革を進める小委員会
平成17年　4月19日　議会改革を進める小委員会
平成17年　5月17日　地方分権・行政改革特別委員会

実施時期

平成17年　6月　8日　情報提供紙ＳＥ創刊
平成17年　8月30日　政策レポート発行
平成17年11月24日　議員研修会開催（年2回実施）

2 改革の方向性を確認し、今後具体的な検討を進める項目

項目23

議決事件の拡大について

提案趣旨

議会の権能強化の立場から、地方自治法第96条第2項を活用して、議決事件を追加する。

検討結果

地方自治法第96条第1項において、議会が議決すべき事件が列挙されていますが、同条第2項において、更に議決事件を条例で定めることができるとされています。今、新たな基本構想の策定が着々と進んでいますが、この基本構想は地方自治法により議決事件とされています。しかし、基本構想のもとに作成される基本計画等の区の重要計画については、議決事件となっていません。少なくとも区の長期にわたる重要計画については、議会の議決にかからしめることが必要ではないかとのことから、具体的に新宿区基本計画及び都市マスタープランについて議決事件とすることとしました。今後、条例制定に向けて準備を進めます。

審議経過

平成18年 4月18日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年 5月 2日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年 5月16日　地方分権・行政改革特別委員会

項目24

請願・陳情の取扱いのルールづくりについて

提案趣旨

継続扱いされている請願・陳情は大半が事実上放置されている。これを改善するためのルールづくりが必要である。

検討結果

継続扱いの陳情等の取扱いについては、議会のあり方検討会でも議論され、事実が先行していて、審査しても請願・陳情者の意図にこたえられないものなどについて全会派一致したものは審査未了とし、継続したものについては、閉会中も審査するとされています。実際、これを適用して、審査未了とした陳情もあります。今後この確認事項を一歩進めた形で、取扱いのルールづくりを検討するという方向性を確認し、今後、具体的なルールを検討します。

審議経過

平成17年12月20日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年　4月　4日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年　5月16日　地方分権・行政改革特別委員会

項目25

幹事長会と議会運営委員会の関係について

提案趣旨

議会はあくまで議会運営委員会を中心に運営されるべきで、幹事長会との関係を整理する必要がある。

検討結果

議会の運営は公式の会議である議会運営委員会が中心的役割を果たすべきという意見の一方、各派幹事長会の役割を評価する意見や、双方の役割が精査されていないという意見があります。

検討の結果、議会運営は、議会運営委員会が中心的役割を果たすべきである。今後それぞれ役割を整理しながら、議会運営委員会がより活発化し、本来の役割が発揮できるよう進めるという方向性を確認しました。

審議経過

平成18年　4月18日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年　5月16日　地方分権・行政改革特別委員会

項目26

区議会モニター制度の創設について

提案趣旨

議会として、住民の意向を日常的に聞く仕組みをつくる必要がある。

検討結果

議会として、区民の意向を日常的に聞く仕組みについて、一部議会で行なわれている議会モニターを参考に検討した結果、何らかの検討が必要である、新宿バージョンを考える必要があるという方向性を確認しました。今後、具体的な検討を行ないます。

審議経過

平成18年　4月18日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年　5月16日　地方分権・行政改革特別委員会

項目27

法改正を伴う問題についての検討について

提案趣旨

現状の中で、法改正をしたほうが望ましいと思われる課題を整理し検討すべきである。合意された事項については区議会として関係機関に要請していく。

検討結果

まず「法改正に伴う問題」を「議会の活性化を進めるうえで、法改正が必要であると考えられる問題」とし、その範囲を、議会の活性化という観点から捉えることで検討を進めました。

法改正を伴う問題としては、多々ありますが、これらの問題については、議会の全国的な組織で調査研究され、国への要望活動を行なっており、第28次地方制度調査会でも、議会のあり方が審議項目として議論されることとなっています。したがって、この問題では、まず、議会の活性化を進めるうえで、現行の議会にかかる地方自治法上の制度について、議員個々が認識を深めていくことが必要であり、具体的にこれらにどう取り組んでいくかについては、情報を得ながら、別途、時間をとって検討することとしました。

審議経過

平成16年　4月20日　議会改革を進める小委員会
平成16年　4月27日　議会改革を進める小委員会
平成17年　1月18日　議会改革を進める小委員会
平成17年　2月15日　地方分権・行政改革特別委員会

3 実施の結論までは得られなかったが今後も調査研究を行なうとした項目

項目28

メールによる請願・陳情の受理について

提案趣旨

請願・陳情者の利便を考えたとき、メールでも受理することを検討すべきである。

検討結果

陳情審査のあり方、メールで受理した場合の問題点等について、意見の一致に至りませんでしたが、今後も研究していくこととしました。

審議経過

平成14年12月 2日　議会のあり方検討会
平成16年 2月17日　議会改革を進める小委員会
平成16年11月16日　議会改革を進める小委員会
平成17年 1月18日　地方分権・行政改革特別委員会
平成18年 7月18日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年 8月 1日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年11月21日　地方分権・行政改革特別委員会

項目29

政策調査特別委員会の設置について

提案趣旨

政策調査特別委員会を設置し、常時、政策を調査・検討し、議会として政策を提言していくことが必要である。

検討結果

政策論議の場の必要性については意見は一致していますが、具体的な政策論議の場の設置や構成、役割等については、一致に至りませんでした。政策論議の場の必要性については一致しておりますので、今後もその方向性を踏まえ、常任委員会の活性化など、現状でもできることを含め検討していくこととしました。

審議経過

平成16年 4月20日　議会改革を進める小委員会
平成16年12月24日　議会改革を進める小委員会

平成17年 1月18日　地方分権・行政改革特別委員会
平成18年 8月 1日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年 9月 5日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年11月21日　地方分権・行政改革特別委員会

項目30

海外視察について

提案趣旨

海外視察は、平成9年から休止しているが、海外視察実施基準の作成、経費の削減、報告等のあり方を検討する。

検討結果

小委員会では、その意義や実施基準の必要性は認めつつも、区財政など区を取り巻く諸事情を総合的に考慮し、必要な時期に別途検討するとしました。更に、第2次小委員会では、海外視察の有効性の議論を踏まえ、具体的な実施方法やその時期などについては、今後、あらためて検討会を立ち上げるなど議論の場を設けていくこととしました。

審議経過

平成14年 9月13日　議会のあり方検討会
平成16年 5月18日　議会改革を進める小委員会
平成16年 5月25日　議会改革を進める小委員会
平成16年 8月31日　議会改革を進める小委員会
平成16年12月24日　議会改革を進める小委員会
平成17年 1月18日　地方分権・行政改革特別委員会
平成18年 9月 5日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年10月17日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年11月21日　地方分権・行政改革特別委員会

4 検討事項として提案されたが、現行どおりとした項目

項目31

傍聴券の改正について

提案趣旨

傍聴券の住所、氏名欄を廃止する。

検討結果

住所欄を削除することについて傍聴券の必要性を含めて検討しましたが、傍聴者がどの地域の方なのかなどを議員としても知っておきたいこと、記入してもらうことについて特に支障がなければ記入してもらいたい、傍聴者数の把握についても必要ではとの意見もあり、現状どおりとしました。

審議経過

平成15年11月25日　議会改革を進める小委員会
平成15年12月 3日　地方分権・行政改革特別委員会

項目32

政務調査費を個人交付に改めることについて

提案趣旨

政務調査費は、より厳正、透明性を高めるため、会派交付から個人交付に改める。

検討結果

政務調査費は交付された後、会派によってその運用もさまざまであること、また、収支報告書及び証拠書類としてすべての領収証が添付されていることや、その保存期間が5年に改正されたことなどにより、透明性も一定保たれていることなどから、直ちにこれを改正するというところの議論には至らず、現行どおりとしました。

審議経過

平成16年4月20日　議会改革を進める小委員会
平成16年5月18日　地方分権・行政改革特別委員会

5 その他意見の一致が得られなかった検討項目

項目33から項目50までについては、賛否の立場から様々な意見があり、最終的に意見の一致が見られなかった検討項目です。詳しい内容については、それぞれの議事録を参照してください。（小委員会、特別委員会については、議会ホームページ上でも閲覧できます。）

項目33
正副議長の選出について

提案趣旨

①正副議長の選出は、第1会派から議長を、第2会派から副議長を選出する。
②改選後の議会構成等の話し合いから、議会の役職に関する事項を除外し、正副議長は候補者を明らかにして本会議で選挙、正副委員長は委員会で投票により選任する。

審議経過

平成14年11月11日　議会のあり方検討会
平成16年 5月25日　議会改革を進める小委員会
平成17年 1月18日　議会改革を進める小委員会
平成17年 2月15日　地方分権・行政改革特別委員会

項目34
監査委員の選任について

提案趣旨

改選後の議会構成等の話し合いから、監査委員に関する事項を除外する。

審議経過

平成16年5月25日　議会改革を進める小委員会
平成17年1月25日　議会改革を進める小委員会
平成17年4月26日　議会改革を進める小委員会
平成17年5月17日　地方分権・行政改革特別委員会

項目35

議会事務局の改革について

提案趣旨

議会事務局の局長、次長以外は、アウトソーシング、パート職員の導入を行い、事務局職員の専門性を高めるとともに、議会費を削減する。

審議経過

平成17年12月20日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年　4月18日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年　5月16日　地方分権・行政改革特別委員会

項目36

「区長と語る新宿トーク」の議会版・議員版について

提案趣旨

議会に対する区民の関心を高めるため、「区長と語る新宿トーク」の議会版・議員版を検討し、区民の質問に対し、議員が直接答える機会を創る。

審議経過

平成17年12月20日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年　1月17日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年　5月16日　地方分権・行政改革特別委員会

項目37

町会連合会役員と議会との懇談会を定期的に持つことについて

提案趣旨

いろいろな市民団体と話し合いをすることは意義がある。区行政推進の核となっている町会と定期的に懇談を持ちたい。

審議経過

平成17年12月20日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年　1月17日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年　5月16日　地方分権・行政改革特別委員会

項目38

小中学生の代表者と話し合う機会を設けることについて

提案趣旨

小学生・中学生の代表者と、区長・助役などが1年に一度話し合う機会がある。この制度の議会版・議員版を検討し、区議会及び議員の役割などを知ってもらう。若い世代の投票率の低下など考えると、子どもたちに議会の必要性などを体験してもらうことは有意義である。子ども議会を開催する。

審議経過

意見の一致は得られませんでしたが、議会から子どもへのアピールが大事ですので、社会科見学等で区役所に見えた際の対応など、できるところから工夫して発信していこうということになりました。

平成17年12月20日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年　1月17日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年　5月16日　地方分権・行政改革特別委員会

項目39

欠席・早退・遅刻・産休・育児休暇の文書での届出の義務化について

提案趣旨

現行では、欠席は届出が必要であるが、議会に対する区民の信頼性を高めるため、また、議員政治倫理条例を制定したことでもあり、欠席・早退・遅刻・産休・育児休暇などの届出を文書でするよう義務づける。

審議経過

平成17年12月20日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年　1月17日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年　5月16日　地方分権・行政改革特別委員会

項目40

請願・陳情審査の現地開会について

提案趣旨

請願・陳情の審査については、現地開会など身近なところで行なうことを含め検討すること。

審議経過

平成14年12月 2日　議会のあり方検討会
平成16年 1月27日　議会改革を進める小委員会
平成16年 8月31日　議会改革を進める小委員会
平成16年10月 8日　地方分権・行政改革特別委員会
平成18年 6月 6日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年 7月18日　地方分権・行政改革特別委員会

項目41

請願・陳情の閉会中の委員会付託について

提案趣旨

閉会中でも委員会は毎月開会されており、請願・陳情も閉会中の議会運営委員会で付託先を決定し審査してはどうか。緊急の場合、議会として臨機応変に対応するため、陳情審査ができるような体制をつくる。

審議経過

現行法により閉会中の委員会付託はできません。しかし、特に緊急性が認められる場合、調査事件として実質的に議論している例があります。請願・陳情の本来の取扱いから考えると乱用は避けるべきですが、陳情等を受付ける段階から緊急性をチェックするなど配慮することで運用できると考えます。また、法改正の要望については，他の案件と合わせて検討していくこととしました。

平成17年12月20日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年 4月 4日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年 5月16日　地方分権・行政改革特別委員会

項目42

代表・一般質問に再々質問を導入することについて

提案趣旨

現在、新宿区議会会議規則上、質問は2回（結果として再質問は1回）と規定されているが、本会議質問を活性化するため、これを再々質問まで行なえるようにする。

審議経過

平成14年12月 2日　議会のあり方検討会
平成15年12月24日　議会改革を進める小委員会
平成16年10月26日　議会改革を進める小委員会

平成16年11月16日　地方分権・行政改革特別委員会
平成18年　5月16日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年　7月18日　地方分権・行政改革特別委員会

項目43

議会運営委員会への会派オブザーバーの出席について

提案趣旨

　議会運営委員会に全会派の意見を反映させるため、正規の委員がいない会派のオブザーバーの出席を認めること。

審議経過

平成15年　1月16日　議会のあり方検討会
平成16年　4月20日　議会改革を進める小委員会
平成16年　4月27日　議会改革を進める小委員会
平成16年12月24日　議会改革を進める小委員会
平成17年　1月18日　地方分権・行政改革特別委員会
平成18年　8月　1日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年11月21日　地方分権・行政改革特別委員会

項目44

定例会中の常任委員会に予備日を設けることについて

提案趣旨

　定例会中の常任委員会は、区長提案の議案、請願・陳情等の審査案件が多い。時間をかけて十分な審査をするために予備日を設ける必要がある。

審議経過

平成14年　7月24日　議会のあり方検討会
平成16年　1月27日　議会改革を進める小委員会
平成16年　8月19日　議会改革を進める小委員会
平成16年11月16日　地方分権・行政改革特別委員会
平成18年　6月　6日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年　7月18日　地方分権・行政改革特別委員会

項目45

議長に対する代表・一般質問を認めることについて

提案趣旨

通常、代表・一般質問は執行機関に対して行なわれるが、議会に対する区民の関心を高めるため、議会に関することについては、議長に質問できるようにすること。

審議経過

平成17年12月20日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年 4月 4日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年 5月16日　地方分権・行政改革特別委員会

項目46

予算・決算特別委員会の委員選任方法の変更について

提案趣旨

予算・決算特別委員会の委員定数は、現在、全議員の半数となっており、一人会派の場合は、結果として委員になれない。全議員・全会派の議員が出席できるようにする。

審議経過

平成17年12月20日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年 4月 4日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年 5月16日　地方分権・行政改革特別委員会

項目47

費用弁償を廃止することについて

提案趣旨

議員報酬に含まれていると考える。費用弁償は廃止すべきである。

審議経過

平成17年12月20日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年 4月18日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年 5月16日　地方分権・行政改革特別委員会

項目48

政務調査費を増額することについて

提案趣旨

三位一体改革など区政を取り巻く環境は大きく変わろうとしているが、議員の調査活動も増加している。議員定数の削減により、議員一人当たりの調査活動量も増加している。これに必要な経費を増額する必要が認められる。

審議経過

平成18年　9月　5日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年11月21日　地方分権・行政改革特別委員会

項目49

議員選出各種委員の報酬を自粛することについて

提案趣旨

職員には、報酬は支給されていない。議員も職務の一環として出席しており、職員と同様な取扱いでよい。

審議経過

平成17年　4月26日　議会改革を進める小委員会
平成17年　5月17日　地方分権・行政改革特別委員会
平成18年　7月　4日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年11月21日　地方分権・行政改革特別委員会

項目50

議員年金の廃止を目指し、検討委員会を発足することについて

提案趣旨

議員年金は国民年金に比べると優遇されている。基本的には議員は国民年金に加入しているのだから、さらに上乗せされる議員年金は必要ないと考える。しかし、法律の問題があるので、新宿区議会だけで議員年金の廃止を決定できるものではない。そのため、議員年金廃止に向けた、どのような行動ができるか、検討委員会を立ち上げる必要がある。

審議経過

平成18年　4月18日　第2次議会改革を進める小委員会
平成18年　5月16日　地方分権・行政改革特別委員会

資料編

資　料1

議会のあり方検討会委員名簿

（平成14年5月22日～平成15年1月27日）

座　長	小　倉　喜　文
副座長	山　添　　　巌
副座長	田中のりひで
委　員	桑　原　公　平
委　員	小　野　きみ子
委　員	の　づ　たけし
委　員	山　田　敏　行
委　員	やはぎ　秀　雄
委　員	えのき　秀　隆
委　員	佐　原　たけし

資　料2

議会のあり方検討会
―最終報告―

平成15年1月27日

はじめに

地方分権推進の動きが着実に進行していく中で、私たち区議会は、区民に信頼される開かれた議会を目指して、一昨年、議会の情報公開を実現してきたところです。

このような中で、平成14年2月に議員有志による「新宿区議会の改革に関する要請書」が議長に提出されました。これを契機に、各会派の代表による「議会のあり方検討会」を設置し、追加で提案された検討項目を加えて、区民に開かれた活発な議会運営の実現に向けた検討を議長から諮問されました。

検討会では、議員自らが内部からの議会の改革に向け、率直な議論を重ねて、平成14年9月20日に「中間のまとめ」を作成しました。

今回の「最終報告」は、全体の64の項目を1議会の組織・構成等、2議会の運営、3開かれた議会、4議会の経費削減、5事務局等及び6その他の項目に分けて検討した結果、委員全員が一致した項目をあげたものです。

なお、検討しましたが今回実施するに至らなかった項目は、1政治倫理条例の制定について、2議場の配置について、3閉会中の常任委員会の開催日数及び開催日について、4議会質問のテレビ中継についてがあります。これらのものは、この最終報告では「検討するもの」に含めており、15年度の早い時期に引き続き検討されるよう要望します。

厳しい社会経済状況の中で、区民は区政の改革そして議会の改革を求めています。私たち議員は、区民の負託を受けた責務を厳しく受け止め、今回の検討結果を踏まえて、効率的で活力ある議会運営により区民福祉の向上に努めるものです。

改革が決まったもの

1　議会の組織・構成等

（1）行政審議会等について

議員は、法令で規定されている審議会に参加するが、それ以外の審議会には、原則として議員の参加は自粛します。検討会で決定した自粛すべき審議会は次のとおりです。

ア　条例、予算又は個別の議案等で、議会の関与が法令上又は当然に予定されている事項を所掌する附属機関

住居表示審議会

イ　専ら長の権限の執行に関する事項を所掌する附属機関等

景観まちづくり審議会、リサイクル清掃審議会、環境審議会、障害者施策推進協議会、住宅まちづくり審議会

ウ　附属機関等の性格が、推進、連絡調整を主としているもの

水害防止対策促進協議会

これら以外の審議会等については、今後参加を自粛する方向で検討します。

なお、議員の抜けた後の審議会委員については、住民代表を公募で選出すること及び議会に審議内容等を報告することを区長に要望します。

また、今後、審議会のあり方を提言していきます。

2　議会の運営

（1）特別委員会のあり方及び複数委員会所属について

現在、特別委員会として地方分権・行政改革特別委員会、治水・防災まちづくり特別委員会及び公有地等対策特別委員会の3つの特別委員会が設置されています。しかしながら、常任委員会の所管と重複する場合が見られることや、活発な活動が十分なされている状況にないが、廃止していません。

特別委員会は、2個以上の常任委員会の所管にまたがること、また、重要な事件で1個の常任委員会の負担を超えているとき、議会が必要であると判断する場合に設置することができます。従って、特別委員会は、原則として特定の事件を特定の期間で審査するために設けるものであり、その設置については、充分に留意することが必要です。

特別委員会設置後は少なくとも、2年ごとに必要性を見直す等、設置目的が終了したら速やかに廃止します。

また、特別委員会の数が3個を超える場合、複数の特別委員会に所属できるものとします。

実施日：平成15年度

予算増：なし

（2）代表・一般質問について

議会の活性化を目指し、持ち時間制（時間制）の導入を前提とした平成15年第1回定例会での一般質問を施行します。持ち時間制（時間制）及び一般質問の導入は早急に引き続き検討します。

なお、施行に当たり、各会派の持ち時間は従来の実績時間を考慮して行うことを決定しまし

た。

一般質問を施行するにあたり次の事項を決定しました。

ア　第一回定例会本会議２日目・３日目の代表質問及び一般質問の日程を従来よりはやく決定する。

イ　代表質問及び一般質問の通告期限を早める。

ウ　質問要旨を出来れば通告と同時に、遅くとも翌日の午前中には提出する。

エ　質問の順位は、最初に代表質問、次に一般質問、最後に２人以上で構成する会派の一般質問の順位とする。

オ　２人以上で構成する会派の一般質問の順位は、代表質問の順位とし、各会派一人ずつ行う。会派に複数の一般質問者がいる場合には、これを繰り返し、会派内の質問順位は、会派内で決定する。

(3) 継続審査扱いの請願・陳情について

既に事実が先行していて、審査しても請願・陳情者の意図に答えられないものなどで全会派が一致したものは、審査未了とし、継続したものについては、閉会中も審査を行います。

また、審査の状況を請願・陳情者にお知らせします。

(4) 議会と区内諸団体との懇談について

懇談等の申し入れについては、当面各会派で対応します。

(5) 委員会資料について

充分な審査をするために、委員会資料を早めに提出してもらうように区長部局に要望します。

(6) 本会議等に時間制の導入について

議会の活性化を目指し、一般質問及び持ち時間制（時間制）を導入するため、平成15年第1回定例会で２人以上で構成する会派による一般質問を試行し、今後の検討に資することにします。

(7) 教育長の基本方針説明について

教育委員会が、基本方針説明を行うための検討をすることを要望します。

(8) 決算特別委員会への代表監査委員の出席について

決算特別委員会に代表監査委員の出席について、検討することを要望します。

3　開かれた議会

(1) 区民とともに歩む区議会を目指して

「区は、外国人の意見・要望を聞く機会を積極的に設け、施策に反映させること」を区長に申し入れます。

実施日：14年度

予算増：なし

(2) 小・中学生用の冊子等の作成

小・中学生に区議会の仕組み・役割を知ってもらうために、副読本に区議会の項目を入れるように教育委員会に要望します。

また、小・中学生の授業で区議会を学習するときには、ビデオ等の視聴覚教材を活用して、従来より幅広く学習することを、上記と併せて要望します。

実施日：14年度

予算増：なし

(3) 議員の呼び方について（先生と呼ばない）

議員の間で、お互いに先生と呼ばないで○○議員又は○○さんと呼んでいきます。

4　議会の経費削減

(1) 地方都市等への委員会視察について（委員個人が自分の所属する委員会の調査事項を視察）

個人視察は意義があるが、現行の方法はやめます。必要な場合は政務調査費で実施します。ただし、政務調査費は増やしません。

予算減（14年度ベース）

経費見積：@95,000×44人＝4,180,000円程度

(2) 本会議・委員会の費用弁償について

費用弁償については、現行5,000円が支給されています。区財政状況や23区の支給状況（3,000円～6,000円）、更に非常勤の議員活動を保障するため日当及び交通費相当額として、現行を半減し2,500円とします。

予算減（14年度ベース）

経費見積：7,745,000円程度減額

現状のとおりとするもの

1　議会の組織・構成等

(1) 正副議長の任期について

議長、副議長の任期は地方自治法の規定で4年となっているが、慣例では2年となっています。

(2) 正副議長の会派について

正副議長は会派を離脱しなくてもよいこととします。

2　議会の運営

(1) 参考人制度について

委員会が参考人制度を必要と判断したら活用します。

なお、14年度と同様の予算を要求します。

予算増：なし（現状で対応します）

(2) 請願・陳情審査における請願・陳情者の趣旨説明について

当面制度化しないが、請願・陳情の趣旨等で分からない所がある場合、各委員会ごとに対応するものとします。

(3) 陳情の審査の会議日程について

現状のとおり、本会議開会中又は閉会中の委員会において、陳情を審査するときは、陳情者に審査日時を伝えます。

(4) 議案に対する「付帯決議」の活用について

委員会で付帯決議ができるので、現状のとおりとします。

(5) 委員外議員の活用について

委員会で必要があると認めるときは、委員外議員として出席できるので、現状のとおりとします。

3 開かれた議会

(1) 議会傍聴の促進について（傍聴券）

傍聴券の様式については、現状のとおりとします。

(2) ホームページについて（議会だより編集委員の参加）

ホームページの編集は迅速に対応することが求められているので、議会だより編集委員は参加しないで、現状のとおりとします。

(3) ホームページについて（委員会質疑の全容）

ホームページの検索方法は、現状のとおりとします。

(4) 情報のバリアフリー化について

点字・声の広報については、新宿区立戸山図書館、日本点字図書館等に配付し、貸出しをしています。

また、日本点字図書館を通して配付の希望のあった区内視覚障害者（1級～3級）に配付しています。今後とも推進していきます。

予算増：なし

(5) 各会派へのインターネットとファックスの整備について

当面、ファックスのない会派は、事務局のファックスを使用することにします。

実施日：14年度

予算増：なし

4 議会の経費削減

(1) 改選時の委員会視察について

改選時の区民保養所等新宿区外の施設の視察については、これまでどおり全議員を対象に実施します。

予算増：なし

(2) 地方都市等への委員会視察について

委員会視察は2年に1回を限度に予算化し、委員会で視察の必要がないと判断した場合は実施しないことにします。

予算増：なし

(3) 地方都市等への委員会視察の報告について

報告書等の作成は経費がかかるため、同程度の内容を委員会で視察報告して、今までと同様に会議録概要で公開します。

予算増：なし

(4) 議会運営委員会の視察について

平成11年度から視察予算を計上していませんが、必要性が生じた場合は実施します。

予算増：なし

(5) 地方都市等への委員会視察の経費について（委員全員が同一調査事項を視察）

現行どおり95，000円を限度とし、節減に努めます。

予算増：なし

(6) 議長専用車について

議長専用車は存続させるが、今後、借り上げ経費等について調査します。

予算増：なし

(7) 政務調査費について

増額しないで、現状のとおりとします。

予算増：なし

(8) 海外視察は政務調査費で対応

各会派で対応するものとします。

5 事務局等

(1) 議員図書室の充実について

現状のとおりとします。

予算増：なし

6 その他の項目

(1) 法改正が必要な事項

法改正が必要なもので意見が一致したものは、意見書等を関係機関に提出し、その実現に努めます。

検討するもの

1 議会の組織・構成等

(1) 政治倫理条例の制定について

清浄で民主的な区政の発展に寄与することを目的に政治倫理を確立する条例を検討するため、平成15年6月以降に議員、区民及び学識経験者を含めた懇談会を設置し、15年度中に政治倫理条例を制定します。

実施日：平成15年度

予算増

経費見積：420,000円程度

内訳　学識経験者、区民の費用弁償

@20,000×6回＝120,000円

@10,000×5名×6回＝300,000円

(2) 正副議長の選出について

選挙によって正副議長を選出しているが、投票の方法については、なお検討の必要があります。

2　議会の運営

⑴　議場の配置について

議会の活性化及び区民に分かりやすい議会を目指して、対面式質疑を取り入れるために、最小の経費で議場を改造します。議員席前列中央を撤去し、議長席に対面する演壇（発言席）を設置します。

従来の演壇と新たに設置する演壇との使い分けは以下のとおりです。

演壇では、議案の提案説明、討論及び少数意見報告を行い、演壇（発言席）では、質問・質疑を行うことを原則とします。

実施日：平成15年度

予算増

経費見積：800，000円程度

内訳　議員席撤去費用及び講演台・演壇設置費用

⑵　閉会中の常任委員会の開催日数及び開催日について

区政がめまぐるしく変化する中で、区からの報告事項等が多くなっています。委員会での質疑を十分に行うため、閉会中の常任委員会の定例開催日数を従来の月1日から月2日とします。

また、従来4常任委員会を同時に開催していましたが、区民及び議員の他の常任委員会の傍聴を可能にするため、総務区民委員会及び福祉衛生委員会と環境建設委員会及び文教委員会との2グループに分け、開催します。

実施日：15年度

予算増：なし（現状で対応します）

⑶　本会議等に時間制の導入について

議会の活性化を目指し、一般質問及び持ち時間制（時間制）を導入するため、平成15年第1回定例会で2人以上で構成する会派による一般質問を試行し、今後の検討に資することにします。

⑷　メールによる請願・陳情の受理について

今後の検討課題とします。

⑸　請願・陳情審査の現地開会について

基本的には委員会で決定すべきことであるが、問題点については、今後検討します。

⑹「一問一答方式」の導入について

本会議における一般質問の一問一答方式の導入については、今後検討します。

⑺　再々質問の導入について

現在、慣例で再々質問は質問のとりまとめをすることになっているので、議会運営委員会理事会で再々質問について協議します。

⑻　議会運営委員会に会派オブザーバーの出席について

他区の実態を調査する等、今後検討します。

⑼　定例会中の常任委員会に予備日を設けることについて

現在、2日間開催となっている常任委員会の後に予備日を設けることを今後も検討します。

予算増：なし

3　開かれた議会

(1) 議員情報の公開について（議員名の明記）

議会だよりの一般質問等に議員名を明記することは今後の検討課題とします。

(2) 議員情報の公開について（政務調査費）

政務調査費の収支報告書への領収書原本の添付又は保存期限5年への延長の条例化については、今後の検討課題とします。

(3) 議会傍聴の促進について（録画・録音機器の持ち込み）

本会議、委員会の傍聴において、傍聴者が写真、録音機器等を持ち込むときは、あらかじめ議長又は委員長の許可を受けなければならないが、今後検討します。

(4) ホームページについて（メールの受付）

現在、事務局でメールの受付を検討しています。

(5) ホームページについて（質問等の事前掲載）

現在、事務局で掲載を検討しています。

(6) ホームページについて（請願・陳情の表示）

現在、事務局で掲載を検討しています。

(7) ｅメールアドレス等のリンクについて

区議会のホームページに、議員のｅメールアドレス等のリンクについては、今後の検討課題とします。

(8) 議会質問のテレビ中継について

1階にある会議室案内をしているプラズマテレビに、一般質問を同時中継あるいは録画放映を検討しています。

予算増

経費見積：533，399円程度

内訳	映像分配器	105,000円
	ＴＶ変調器	273,000円
	ＰＤＰ表示用機器設置一式	155,399円

4　議会の経費削減

(1) 海外視察について

海外視察については、引き続き検討課題とし、平成15年度の予算要求はしません。

予算増：なし

(2) 現職議員の弔慰金について

幹事長会の申し合わせ事項を考慮しつつ、引き続き検討します。

予算増：なし

(3) 政務調査費を個人交付に改めることについて

各会派に交付していますので、今後の検討課題とします。

5　事務局等

(1) 事務局の充実について

政策立案能力や条例制定機能の向上のため、事務局を充実することは、今後も引き続き検討

します。

予算増：なし

(2) 事務局の見直しについて

15年度に1名減員しますが、事務局体制については今後も引き続き検討します。

経費見積：8,000,000円程度減額

その他の項目

(1) ロッカー室を狭めて休憩室を広くする

現在、幹事長会で検討しているので、その結論に任せます。

※　幹事長会で検討した結果、ロッカー室、休憩室を廃止して会議室にします。

(2) 待遇者室の一部を勉強室にする

現在、幹事長会で検討しているので、その結論に任せます。

※　幹事長会で検討した結果、待遇者室は6階に移動します。

資　料3

議会のあり方検討会審議経過

月　日	主　な　議　題
平成14年 6月　5日	・　座長の選任 ・　検討会の運営等について
7月　1日	・　副座長の選任について ・　追加改革案の扱いについて ・　検討の方法について ・　政治倫理条例の制定について ・　特別委員会のあり方及び複数委員会所属について ・　議場の配置について ・　閉会中の委員会の開催回数及び開催日について
7月18日	・　追加検討項目の取扱いについて ・　定例会中の常任委員会に予備日を設けることについて ・　参考人制度について ・　出退表示板について ・　議会の土・日曜日、夜間開催について ・　傍聴席の整備について
7月24日	・　区民とともに歩む区議会を目指して ・　小・中学生用の冊子等の作成について ・　情報のバリアフリー化について ・　各会派とのインターネットとファックスの整備について
8月　1日	・　改選時の委員会視察について ・　議会質問のテレビ中継について
8月29日	・　地方都市等への委員会視察について ・　地方都市等への委員会視察の報告について ・　議会運営委員会の視察について ・　地方都市等への委員会視察の経費について
9月　4日	・　地方都市等への委員会個人視察について ・　新宿区議会の改革の区民案について
9月13日	・　海外視察について ・　本会議・委員会の費用弁償について ・　現職議員の弔慰金について ・　議長専用車について ・　事務局の充実について ・　事務局の見直しについて ・　議員図書室の充実について ・　ロッカー室を狭めて休憩室を広くする ・　待遇者室の一部を勉強室にする

9月17日	・「区民と議会のあり方検討会委員との懇談会」について ・議会のあり方検討会中間のまとめについて
9月20日	・議会のあり方検討会中間のまとめについて
10月23日	・10月10日の幹事長会における「中間のまとめ」について
11月11日	・正副議長の任期について ・正副議長の選出について ・正副議長の会派について ・行政審議会等について ・代表・一般質問について ・継続審査扱いの請願・陳情について
12月　2日	・請願・陳情の受理及び審査について ・懇談の機会について ・委員会資料について ・請願・陳情の趣旨説明について ・陳情審査の会議日程について ・教育長の基本方針説明について ・「一問一答方式」の導入について ・再々質問の導入について
12月18日	・行政審議会等について ・代表・一般質問について ・継続審査扱いの請願・陳情について ・「一問一答方式」の導入について
12月24日	・行政審議会等について ・代表・一般質問について ・継続審査扱いの請願・陳情について
平成15年 1月15日	・行政審議会等について ・代表・一般質問について
1月16日	・代表・一般質問について ・議案に対する「付帯決議」の活用について ・委員外議員について ・議会運営委員会に会派オブザーバー出席について ・決算特別委員会への代表監査委員の出席について ・ホームページについて ・議員の呼び方について
1月27日	・議会のあり方最終報告について

資　料4

地方分権・行政改革特別委員会委員名簿

（平成15年5月22日～平成17年5月19日）

委員長	松ヶ谷　まさお
副委員長	志田　雄一郎
委員	鈴木　ゆきえ
委員	吉住　健一
委員	うるしばら順一
委員	なす　雅之
委員	根本　二郎
委員	くまがい澄子
委員	深沢としさだ
委員	宮坂　俊文
委員	阿部　早苗
委員	沢田　あゆみ
委員	とよしま正雄
委員	そめたに正明
委員	野口ふみあき
委員	小野　きみ子
委員	田中のりひで
委員	山田　敏行

議会改革を進める小委員会委員名簿

（平成15年9月16日～平成17年5月17日）

小委員長	とよしま正雄
副小委員長	田中のりひで
委員	吉住　健一
委員	志田　雄一郎
委員	うるしばら順一
委員	なす　雅之
委員	くまがい澄子
委員	深沢としさだ
委員	沢田　あゆみ
委員	山田　敏行

資　料5

小委員会設置について

（平成15年9月16日地方分権・行政改革特別委員会確認）

1　小委員会の名称

議会改革を進める小委員会

2　小委員会の構成

(1) 定数

小委員会は10名の委員をもって構成し、各会派の配分は下記のとおりとする。

共産2　公明2　自民2　新無ク1　民無ク1　社会1　花マル1

(2) 正副小委員長

小委員会に正副小委員長を置き、小委員会において互選する。

3　付託事項

別紙、付託事項一覧に掲げる事項の調査・検討

4　報告及び期限

小委員会として結論が得られた事項は、その都度、委員会へ報告するものとする。

付託事項の審議期限は平成17年3月末とする。

5　小委員会の傍聴の取扱

委員会条例第16条を準用する。

6　小委員会の会議概要記録の作成

テープ反訳により作成する。

7　委員外議員の取扱

会議規則第67条を準用する。

8　その他、運営に必要な事項は、委員会条例を準用し、小委員会で決定する。

（別紙）

付託事項一覧

【議会の組織・構成】

1　政治倫理条例の制定について

2　議会役職の選出について

3　監査委員の選任について

4　行政審議会等について

【議会の運営】

5　議場の配置について

6　閉会中の常任委員会の開催日数及び開催日について

7　定例会中の常任委員会に予備日を設けることについて

8　請願・陳情審査の現地開会について

9　メールによる請願・陳情の受理について

10　「一問一答方式」の導入について

11　再々質問の導入について

12　予算・決算特別委員会の時間制導入について

13　議会運営委員会に会派オブザーバーの出席について

14　政策調査特別委員会の設置について

【開かれた議会】

15　議会質問のテレビ中継について

16　議員情報の公開について（議員名の明記・政務調査費）

17　議会傍聴の促進について（録画・録音機器の持ち込み）

18　傍聴券の改正について

19　議会傍聴者に対する「アンケート」の実施について

20　区議会ホームページについて
（メールの受付・質問等の事前掲載・請願・陳情の表示・議員ＨＰとのリンク）

21　議会の年間スケジュール予定の公表について

22　「議会だより」に区民の声を反映させることについて

【議会の経費削減】

23　海外視察について

【事務局】

24　事務局の充実・見直しについて

【その他】

25　政務調査費を個人交付に改めることについて

26　政務調査費を増額することについて

27　区議会議員記章規程の改正について

28　法改正を伴う問題についての検討について

資　料6

議会改革を進める小委員会審議経過

月　日	主　な　議　題
平成15年 9月16日	◎　正・副小委員長互選の結果、次のとおり決定した。 小 委 員 長　　とよしま正雄 副小委員長　　田中のりひで
9月22日	◎　自席を確認した。 ◎　今後の進め方について協議し、下記の事項について、先行して検討することに決定した。 1　政治倫理条例の制定について 2　議場の配置について 3　議会質問のテレビ中継について 4　政務調査費を増額することについて ◎　委員会は、原則として月2回程度開催し、地方分権・行政改革特別委員会の終了後及び第4火曜日に行うことを確認した。 ◎　政治倫理条例の制定について検討した結果、政治倫理条例を制定すること及び（仮称）新宿区議会政治倫理条例に関する懇談会を設置することで一致した。 懇談会の委員は17人以内とし、構成は以下のとおりとする。 ①　議員　　　　　8人以内（各会派から選出） ②　区民　　　　　5人以内（公募） ③　学識経験者　　2人以内 ④　議会事務局職員　2人以内
10月15日	◎　議会だより「第3回定例会号」から、議員名を明記することを決定した。 ◎　政治倫理条例の制定について要綱等を決定した。 ◎　議場の配置については継続して検討する。 ◎　議会質問のテレビ中継については継続して検討する。 ◎　政務調査費の増額については、現状どおりとすることを決定した。
10月21日	◎　付託事項について、各会派から調査票を提出することとした。
11月18日	◎　議会傍聴者（本会議・委員会）に対する「アンケート」を実施することを決定した。 ◎　区議会ホームページでメールの受付を実施することに決定した。運用方法等は継続して検討する。 ◎　区議会ホームページに質問項目を事前掲載することに決定した。 ◎　各会派のｅメールアドレス等のリンクについては、一定の期間をおいて実施することに決定した。議員個人のリンクについては、継続して検討する。 ◎　事務局の見直しについては、継続して検討する。

11月25日	◎　議会傍聴者に対するアンケートについて下記のとおり決定した。 ・　本会議用と委員会用に分けて作成する。 ・　「傍聴の目的」「何で知ったか」「傍聴後の感想」を記入する。 ・　回収箱は、本会議は6階、委員会は5階受付に設ける。 ◎　政務調査費の証拠書類（領収書等）の保存期間（1年）を、5年に改正する。領収書の原本は会派で保管する。 ◎　議会傍聴の促進について（録画・録音機器の持ち込み）は、継続して検討する。 ◎　傍聴券には住所、氏名のみを記入するものとする。
12月16日	◎　議会傍聴の促進について（録画・録音機器の持ち込み）は、継続して検討する。 ◎　区議会ホームページについて（請願・陳情の表示）は、題名及び要旨を掲載する。 ◎　議会の年間スケジュール予定の公表は、継続して検討する。 ◎　「議会だより」に区民の声を反映させることについては、編集委員会において検討するなど、反映するよう努める。
12月24日	◎　議会の年間スケジュール予定の公表については、あくまでも予定として公表する。具体的な内容は、次回決定する。 ◎　区議会ホームページについて（メールの受付)、「議会における投書の取扱いに関する要綱」を決定した。 ◎　「一問一答方式」の導入については、継続して検討する。 ◎　再々質問の導入については、継続して検討する。 ◎　閉会中の常任委員会の開催日数及び開催日については、継続して検討する。
平成16年 1月20日	◎　議会の年間スケジュール予定の公表については、配付用及び議会ホームページ掲載用とする。ホームページ用には、月別の予定表を掲載することと決定した。 ◎　閉会中の常任委員会の開催日数及び開催日については、継続して検討する。 ◎　常任委員会の開催日を異なる日時の開催とすることについては、継続して検討する。
1月27日	◎　議会の年間スケジュール予定の公表について、配付用の予定表を決定した。8月も予定を入れることとした。 ◎　閉会中の常任委員会の開催日数及び開催日については、継続して検討する。 ◎　各常任委員会の会議日程に拘束されることなく情勢と課題に適時対応することについては、継続して検討する。 ◎　定例会中の常任委員会に予備日を設けることについては、継続して検討する。 ◎　請願・陳情審査の現地開会については、継続して検討する。
2月17日	◎　メールによる請願・陳情の受理については、継続して検討する。 ◎　予算･決算特別委員会の時間制導入については、継続して検討する。

4月20日	◎　議会運営委員会に会派オブザーバーの出席については、継続して検討する。 ◎　政策調査特別委員会の設置については、継続して検討する。 ◎　政務調査費を個人交付に改めることについては、現状のとおりとする。 ◎　区議会議員記章規程の改正については、継続して検討する。 ◎　法改正を伴う問題についての検討については、継続して検討する。
4月27日	◎　議会運営委員会に会派オブザーバーの出席については、継続して検討する。 ◎　区議会議員記章規程の改正については、継続して検討する。 ◎　法改正を伴う問題についての検討については、継続して検討する。 ◎　予算･決算特別委員会の時間制導入については、継続して検討する。
5月18日	◎　区議会議員記章規程の改正については、継続して検討する。 ◎　海外視察については、継続して検討する。
5月25日	◎　区議会議員記章規程の改正については、継続して検討する。 ◎　海外視察については、継続して検討する。 ◎　正副議長の選出については、継続して検討する。 ◎　議会役職の選出については、継続して検討する。 ◎　監査委員の選任については、継続して検討する。
6月22日	◎　行政審議会等については、意見交換がされたが、意見の一致には至らなかったので、継続して検討する。 ◎　事務局のあり方等について意見交換した。結論には至らなかったため、継続して検討する。
7月20日	◎　今後、予算を伴う項目から先行して協議することと決定した。
7月27日	◎　議会質問のテレビ中継については、インターネットによる本会議中継を行うことに決定した。なお、実施に当たっての詳細な検討を行なうため、プロジェクトチームを発足させる。 ◎　議場の配置について、結論を得るには至らなかったため、次回も引続き検討することとした。対面形式の演壇設置場所について他の事例など調査して検討を進めることとした。
8月19日	◎　議場の配置については、今後予定されている議場の改修に併せ、対面式を取り入れ、傍聴者用にスクリーンを設置することとする。 　対面式演壇の待機席の設置については、今後検討する。 ◎　閉会中の常任委員会の開催回数は、月2回程度を念頭に、事務局で、過去の委員会開催実績を勘案したうえで、区長部局と意見交換をし、次回までに案を作成する。 ◎　定例会中の常任委員会の開催日時（同時開催）は、意見の一致を見なかったが、事務局を通じ、区長部局とも意見調整を行う。 ◎　定例会中の常任委員会の予備日設定については、第1回定例会限定との意見も出たが、一致を見なかった。

8月31日	◎　請願・陳情審査の現地開会については、課題と必要性について意見の交換を行ったが、意見の一致が得られなかった。 ◎　海外視察については、継続して検討するが、来年度は予算化しないことを確認した。
10月19日	◎　委員会の開催回数及び開催日時について、閉会中の常任委員会の開催日を、毎月第2水曜日及び第4水曜日とすることを決定した。 　第4水曜日は、視察を行うようにする。 ◎　議会傍聴の促進について（録画・録音機器の持ち込みについて）は、本会議及び委員会における一般傍聴者の録画・録音機器の持込みについて、報道機関と同様に持ち込みができるよう運用する。 ◎　区議会ホームページ（メールの受付）について、「議会における投書の取扱いに関する要綱」の具体的な運用について、決定した。
10月26日	◎　区議会議員記章規程は、義務規定を努力規定に改正することを決定した。 ◎　一問一答方式について、意見交換を行なったが、意見の一致に至らなかった。今後は、先例について、詳細を見ながら検討を深めることとした。 ◎　再々質問のあり方、必要性等について検討したが、賛否両論であり、最終的に「意見の一致は得られない」こととした。
11月16日	◎　区議会ホームページ（議員ホームページとのリンクについて）は、最終的に意見の一致は得られなかった。 ◎　メールによる請願・陳情の受理については、最終的に意見の一致は得られなかった。
12月21日	◎　予算･決算特別委員会の時間制導入については、継続して検討する。
12月24日	◎　議会運営委員会に会派のオブザーバーの出席については、意見の一致は得られなかった。 ◎　政策調査特別委員会の設置については、意見の一致は得られなかった。 ◎　海外視察については、その意義、基準の必要性については一致したが、費用負担や再開時期については意見が分かれた。今後、必要な時期に別途検討することとした。
平成17年 1月18日	◎　法改正を伴う問題についての検討については、議会の活性化を進めるうえで、現行の議会にかかる自治法上の制度について議員個々が認識を深め検討することが必要であることで一致した。今後の取組みについては、別途しかるべき場で検討することとした。 ◎　正副議長の選出については、意見の一致は得られなかった。 ◎　議会役職の選出については、意見の一致は得られなかった。
1月25日	◎　監査委員の選任については、継続して検討する。 ◎　行政審議会等については、継続して検討する。次回は、個々の審議会について検討する。

2月15日	◎　行政審議会等について、法令等で参加が定められている付属機関以外で現在議員が参加している審議会等について検討した結果、次のとおり決定した。 ・　基本構想審議会　→継続して検討する。 ・　国民健康保険運営協議会　→意見の一致は得られなかった。 ・　情報公開・個人情報審議会　→意見の一致は得られなかった。 ・　みどりの推進審議会　→　議員の参加は行わない。
4月19日	◎　行政審議会等について検討した結果、基本構想審議会については、意見の一致は得られなかった。 ◎　事務局の充実・見直しについて 　議会において議員がより円滑で機能的に活動するための事務局サポートを充実させるため、当面、以下の点について積極的な取組みを図る。 ①　調査情報の充実 ②　議会運営の多様化の対応 ③　議員の政策形成能力の向上 ④　議会情報の積極的な公開
4月26日	◎　一問一答方式の導入については、意見の一致は得られなかった。 ◎　予算・決算特別委員会の時間制の導入については、意見の一致は得られなかった。 ◎　監査委員の選任については、意見の一致は得られなかった。 ◎　議会選出各種委員の報酬を自粛することについては、意見の一致は得られなかった。 ◎　傍聴席で質問原稿を配付することについては、意見の一致は得られなかった。

資　料７

地方分権・行政改革特別委員会委員名簿

（平成17年5月19日～）

委員長	阿部早苗	
副委員長	小野きみ子	（平成17.5.19～7.19）
副委員長	山田敏行	（平成17.7.19～）
委員	鈴木ゆきえ	
委員	おぐら利彦	
委員	下村治生	
委員	うるしばら順一	
委員	なす雅之	
委員	くまがい澄子	
委員	宮坂俊文	
委員	深沢としさだ	
委員	とよしま正雄	
委員	山添　巖	
委員	野口ふみあき	
委員	小野きみ子	（平成17.7.19～）
委員	そめたに正明	
委員	久保合介	
委員	えのき秀隆	
委員	田中のりひで	
委員	笠井つや子	
委員	山田敏行	（平成17.5.19～7.19）

第2次議会改革を進める小委員会委員名簿

（平成17年12月1日～平成18年11月21日）

小委員長	くまがい澄子
副小委員長	田中のりひで
委員	なす雅之
委員	おぐら利彦
委員	下村治生
委員	小野きみ子
委員	山添　巖
委員	うるしばら順一
委員	雨宮武彦
委員	山田敏行

資　料8

第2次小委員会設置について

1　名　　称

第2次議会改革を進める小委員会

2　構　　成

(1) **小委員会は10名の委員をもって構成し、各会派の配分は、下記のとおりとする。**

公明2　　共産2　　自民2　　新無ク1　　民主1　　社会1　　花マル1

なお、各会派から次のとおり推薦を受けている、

おぐら利彦　下村治生　うるしばら順一　なす雅之
くまがい澄子　山添巖　小野きみ子　田中のりひで
雨宮武彦　山田敏行

(2) **委員長等の設置**

小委員会に委員長、副委員長を置き、小委員会において互選する。

3　付託事項

「議会改革の新たな課題」に掲げる事項の調査・検討

4　報告及び期限

小委員会として結論が得られた事項は、その都度、地方分権・行政改革特別委員会に報告するものとする。

付託事項の審議期限は、平成19年2月末日とする。

5　傍聴について

委員会条例第16条を準用する。

6　委員外議員の取扱い

会議規則第67条を準用する。

7　会議概要記録の作成

テープ反訳により作成する。

8　その他運営に必要な事項は、委員会条例を準用し、小委員会で決定する。

議会改革の新たな課題

開かれた議会

1	新規	「区長と語る新宿トーク」の議会版·議員版を検討し、区民の質問に対し、議員が直接答える機会を創ること。(現在は、各会派ごとに行っているが、一つの会場で区民が各会派の意見を比較して聞くことが出来ることに意義がある。)
2	新規	千代田区議会で行っているように町会連合会役員と議会との懇談会を定期的に持つこと。
3	新規	小学校・中学校の生徒代表者と、区長・助役などが1年に一度話し合う機会がある。この制度の議会版・議員版を検討し、議員が学校の生徒代表者と年に一度話し合う機会を設け、区議会及び議員の役割などを知ってもらう。
4	新規	議員政治倫理条例を制定したことでもあり、欠席、早退、遅刻、産休、育児休暇などの届出を文書でするよう義務付ける。
5	新規	子ども議会を開催すること

議会の運営

6	新規	他区・他市議会でも認められているように、議長に対する一般質問・代表質問を新宿区議会も認めること。
7	新規	予算特別委員会・決算特別委員会の委員の選出方法を変え、基本的には、全議員・全会派の議員が出席できるようにする。
8	新規	陳情の審査中に委員会を休憩して、請願・陳情者に説明や意見を求めることを可能とする。
9	新規	陳情の審査（閉会中は議会運営委員会で付託を決定できないか）
10	新規	請願・陳情の取扱いのルールづくり（継続審査の請願・陳情の取扱）
11	新規	幹事長会と議運委の関係を論議
12	継続	一問一答方式の導入について
13	継続	再々質問の導入について
14	継続	定例会中の常任委員会に予備日を設けることについて
15	継続	請願・陳情審査の現地開会について
16	継続	メールによる請願・陳情の受理について
17	継続	予算・決算特別委員会の持ち時間制導入について
18	継続	議会運営委員会に会派のオブザーバーの出席について
19	継続	政策調査特別委員会の設置について

その他

20	新規	費用弁償を廃止する。
21	継続	政務調査費を増額することについて
22	継続	海外視察について

議会の組織・構成

23	新規	現在、議会事務局の職員は全員新宿区の職員で構成されている。事務局長、事務局次長以外はアウトソーシング、パート職員を導入するなど議会事務局の改革を検討する。

追加　（18.1.17）

24	継続	議会選出各種委員の報酬を自粛することについて
25	新規	議員年金の廃止を目指し、検討委員会を発足する事
26	新規	区議会モニター制度の創設
27	新規	文書質問の制度化
28	新規	区議会における議決事件の拡大事項

資　料9

第2次議会改革を進める小委員会審議経過

月　日	主　な　議　題
平成17年 12月　1日	◎　正・副委員長互選の結果、次のとおり決定した。 委員長　　くまがい澄子 副委員長　田中のりひで ◎　原則として毎月第一火曜日及び第三火曜日に開会することを確認した。
12月14日	◎　自席の確認を行った。 ◎　今後の進め方について諮った。 1　質疑の進め方について (1) 検討の順序 新規の課題を先に検討する。 (2) 課題に対する態度表明 今回は、事前の態度表明は行わない。 (3) 小委員会としての表決方法 決定事項の着実な推進を図るため、可能な限り全会一致を原則とするが、議論を尽くした後、その都度、その課題の今後の取扱いや決定方法を諮っていくこととする。 2　小委員会のスケジュール (1) 付託事項の審査期限 平成19年2月末（18年中にあらあらの結論を出すことを目標とする） (2) 開会スケジュール 原則として第1・第3火曜日とする。 3　次回の議題（新規課題の提案説明、検討）を確認した。 ◎　付託事項の追加を希望する場合について確認した。
12月20日	◎　付託事項の一部取消しについて報告があった。 ◎　提案者から新規の課題について説明を受けた後、「開かれた議会」に掲げられた5課題について、検討を加えた。
平成18年 1月17日	◎　地方分権・行政改革特別委員会から追加された付託事項について確認した。 ◎　「『区長と語る新宿トーク』議会版・議員版を実施し、区民の質問に議員が直接答える機会を創る」は、否決された。 ◎　「町会連合会と議会との懇談会を定期的に持つ」は、否決された。 ◎　「議員が学校の生徒代表者と話し合う機会を設け、区議会及び議員の役割などを知ってもらう」及び「子ども議会を開催する」は、生徒と議員が直接話し合う機会を持つという結論には至らなかったが、議会側から子どもに対し、積極的にアピールすることが大事であるため、できるところから様々な工夫をすることとなった。 ◎　「欠席・早退等の届出を文書でするよう義務付ける」は、現行のとおり（欠席届のみ）とすることとなった。 ◎　次回の委員会は、先進自治体を視察することとし、行程等は委員長に一任することとした。

2月　7日	◎　視察について諮った後、散会し、視察を行った。 1　視察日時 本委員会散会後 2　視察場所及び視察目的 (1) 三鷹市議会 ア　予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会における時間制実施について (2) 小金井市議会 ア　本会議における一問一答について イ　請願・陳情の審査における委員会協議会について
4月　4日	◎　「他区・他市議会でも認められているように、議長に対する一般質問・代表質問を新宿区議会でも認めること」は、否決された。 ◎　「予算特別委員会・決算特別委員会の委員の選出方法を変え、基本的には、全議員・全会派の議員が出席できるようにする」は、現行どおりとし、否決された。 ◎　「陳情の審査中に委員会を休憩して、請願・陳情者に説明や意見を求めることを可能とする」は、委員会休憩中の陳情者との懇談会を積極的に活用するなど、陳情者の意見を聞く方向性を確認する。 ◎　「陳情の審査（閉会中は議会運営委員会で付託を決定できないか）」は、閉会中の議会運営委員会による付託は、現行法では不可能であるため、本件は否決する。なお、現在でも、特に緊急性が認められる場合など、調査事件として実質的に議論している例がある。法改正の要望については、他の案件と合わせて別途検討する。 ◎　「請願·陳情の取扱いのルールづくり（継続審査の請願·陳情の取扱）」は、平成15年2月5日の幹事長会確認事項（継続審査扱いの請願・陳情について）を一歩進める方向でルールづくりを検討する。
4月18日	◎　今後のスケジュールを確認した。 ◎　「幹事長会と議運委の関係を論議」は、それぞれの役割を整理しながら議会運営委員会がより活発化し、本来の役割が発揮できるよう進めることとした。 ◎　「費用弁償を廃止する」は、今後も継続して検討する。 ◎　「現在、議会事務局の職員は全員新宿区の職員で構成されている。事務局長、事務局次長以外はアウトソーシング、パート職員を導入するなど議会事務局の改革を検討する」は、否決するが、事務局の改革・強化を注視する。 ◎　「議員年金の廃止を目指し、検討委員会を発足すること」は、否決する。 ◎　「区議会モニター制度の創設」は、創設することとし、新宿区議会バージョンを検討する。
5月　2日	◎　「文書質問の制度化」は、制度化の方向性について確認した。運用について様々な課題は、今後、しかるべき場で具体的に検討する。 ◎　「区議会における議決事件の拡大」は、「区議会における議決事件の拡大事項」ということで具体的に検討した。その結果、「基本計画」、「都市マスタープラン」については議決事件とすることを確認した。

5月　2日	◎　継続事項のうち、インターネット中継関連事項を先に検討することとした。 ◎　「一問一答方式の導入について」は、導入の方向性を確認した。運用等中身については、別途、しかるべき場で具体的に検討することとする。
5月16日	◎　「再々質問の導入について」は、否決し、現行どおり行う。 ◎　「予算・決算特別委員会の時間制の導入について」は、「予算・決算特別委員会の持ち時間制の導入について」として検討した。次回の小委員会で一定の結論を出すこととした。
6月　6日	◎　「予算・決算特別委員会の持ち時間制の導入について」は、総括質疑及びしめくくり質疑について、持ち時間制を導入することとした。 具体的な運用案については、次回の小委員会で論議することとした。 ◎　「定例会中の常任委員会に予備日を設けることについて」は、各会派の意見の一致がみられず、否決とした。 ◎　「請願・陳情審査の現地開会について」は、現状では実施が困難なため、否決した。
6月20日	◎　「予算・決算特別委員会の持ち時間制の導入について」は、各会派の案に基づき検討した結果、「会派ごとの基礎時間と所属議員数に応じた比例時間の2階建ての構造とする」ことを確認した。 具体的な時間等については、次回、あらためて検討することとした。
7月　4日	◎　「予算・決算特別委員会の持ち時間制の導入について」は、次のとおり決定した。 ○　総括質疑（15時間） ア　会派の基礎時間をそれぞれ40分とする。 イ　総時間から各会派の基礎時間の合計を減じた残りの時間を在籍議員数で除して得られた時間に、会派の議員数を乗じて得られた時間と会派基礎時間を合わせた時間を会派持ち時間とする。 ウ　今回の措置により、従来に比べて著しく質問時間が少なくなる会派に対して、次のとおり激変緩和措置を講じる。 ・各派幹事長会構成会派の会派持ち時間から各5分を減じて得られた時間と、上記の計算の際に端数処理で切り捨てられた時間を合わせた時間を、共産党と社会に配分する。 ○　しめくくり質疑（5時間30分） ア　会派の基礎時間をそれぞれ20分とする。 イ　総時間から各会派の基礎時間の合計を減じた残りの時間を在籍議員数で除して得られた時間に、会派の議員数を乗じて得られた時間と会派基礎時間を合わせた時間を会派持ち時間とする。 ○　持ち時間制の導入に伴い、総括質疑について、複数の委員で質問する制度を試行し、その成果を検証したうえで、16期以降本格実施するかどうかを検討する。 ◎　基本構想審議会設置に関連して、「議会選出各種委員の報酬を自粛することについて」議論を行った。基本構想審議会については、条例の規定もあり、報酬は辞退しない。

7月18日	◎　「メールによる請願・陳情の受理について」は、意見の一致を見ることができなかった。次回あらためて検討を行う。
8月　1日	◎　「メールによる請願・陳情の受理について」は、今後の課題として、しかるべき場に検討を委ねることとした ◎　「議会運営委員会にオブザーバーの出席について」は、議会運営委員会の構成に関するものである。そのため、次期の議会の構成を決めるなかで取り上げるということで一致した。今期については、否決とする。 ◎　「政策調査特別委員会の設置について」は、執行機関とは別に、議会として政策論議を行う場を確保することの必要性については一致した。 　具体的な設置方法や運用などについて、次期の議会に申し送りできるよう、次回の小委員会で再度話し合うこととする。
9月　5日	◎　「政策調査特別委員会の設置について」は、具体的な構成や役割などは、来期に議論して、きちんとした場づくりをするよう、申し送ることとした。 　なお、議会からの発信という意味で、常任委員会についても、政策提言ができるくらい、活性化を図る方策も併せて考えることとした。 ◎　「政務調査費を増額することについて」は、意見の一致がみられないため、否決とした。 ◎　「海外視察について」は、その意義、有効性については一致した。具体的な方向性について、各会派に持ち帰り、次回改めて検討する。
10月17日	◎　「海外視察について」は、意義、有効性について一致した方向性を踏まえて、16期の議員で検討会を立ち上げるなど、議論の場を設けるよう申し送る。 ◎　「議会選出各種委員の報酬を自粛することについて」は、意見の一致を見ることができず、否決することとした。 ◎　「区民の目に映る議会」や「議会から区民への情報の発信」について、意見交換を行った。
11月16日	◎　検討結果の区民への発信方法について検討した。 1　議会だより 　第4回定例会・新年号に併せて議会改革の特集号を作成し、新聞折込みで区民に配布することとした。 2　冊子、パンフレット 　区民への発信と関係者への資料となるようなきちっとしたものを、できるだけ15期のうちに作成することとした。 3　ホームページ 　24時間、瞬時に情報を提供できるよう、記録を掲載する。 ◎　16期に申し送る事項について ・　議会運営委員会のオブザーバー ・　政策調査特別委員会の設置 ・　海外視察 については、16期にあらためて検討するよう申し送ることを確認した。

資　料10

新宿区議会議員政治倫理条例に関する答申

平成16年10月

はじめに

新宿区議会は、平成14年5月に、各会派の代表による「議会のあり方検討会」を設置し、以来、多くの議会改革を行ってきた。同年、執行機関において不祥事が相次いだため、新宿区議会は、議決機関および区政の監視役としての区議会の責任を痛感し、同年10月に、自ら襟を正すとともに執行機関に対して区民の信頼回復に向けた全職員の意識改革と綱紀粛正を求める「区政の信頼回復に関する決議」を採択した。

このような改革の気運の中で、新宿区議会の地方分権・行政改革特別委員会は、平成15年9月に議会改革を進める小委員会を設置して議会改革についての調査検討を続ける一方で、同年10月に、「政治倫理条例を制定する」ことを決議した。同時に、「条例の制定にあたっては、学識経験者、公募による区民、区議会議員から構成される懇談会を設置し、基本的な考え方及び条例に盛り込むべき内容等について検討する」ことを決定した。

この決定により、平成16年4月に、新宿区議会議員政治倫理条例に関する懇談会（以下「懇談会」という。）が設置されるところとなった。

議長からの「新宿区議会議員政治倫理条例を策定するため、基本的な考え方、条例に盛り込むべき内容及びその他必要な事項」について検討を求めるという諮問に基づき、懇談会では、最初に政治倫理の基本的な考え方についてフリートーキングを行い、次に議会の役割と議員の責務、あっせん行為や働きかけの取り扱い、働きかけの文書化、審査機関の設置の是非などについて、実質9回に渡り真剣かつ活発な審議を行った。

こうした審議を通して、本懇談会は、議員が明確な基準のもとで、誇りをもって区政を担いつつ説明責任を果たし、他方において、区民は議員を信頼し、必要な場合に議員の活動について説明を求める仕組みを創設するために、政治倫理条例を制定することで意見の一致をみた。

新宿区議会がこの答申の趣旨を尊重し、「新宿区議会議員政治倫理条例」を制定されるよう委員一同望むものである。

新宿区議会議員政治倫理条例に関する懇談会
会長　　吉　　野　　　　孝

Ⅰ　条例制定にあたっての基本的な考え方

条例制定にあたっての基本的な考え方

- 近年の行政部優位の傾向の中で地方議会が形骸化しているという批判に応えるため、区政における議会のあり方を見直し、議会を活性化させることを目指す。
- 地方分権と区民参画への流れに対応するため、区政における新しい議会像を模索し、議会の役割を再確認することを目指す。
- 議員の自覚を促し、また、区民の理解を深めるため、これまで必ずしも明確に認識されていなかった議会の役割と議員の責務をより具体的に明示する。
- 区民の議員に対する不信を取り除き、区民から信頼される議会を実現する方法として、情報公開の原則を重視する。
- 多くの地方自治体で定められている議員の活動を詳細に規制する「禁止型」の条例ではなく、議員と区民が選挙で成立した負託関係を日常的に履行する「契約型」の条例を目指す。具体的には、一方において、議員が明確な基準のもとで誇りをもって区政を担いつつ説明責任を果たし、他方において、区民は議員を信頼し、必要な場合に議員の活動について説明を求めることができる仕組みを意図する。

Ⅱ　条例に盛り込むべき内容、方向性

前　文

地方分権が進行する中で、新宿区議会は、区民から信頼される議会を目指し、議会のあり方を検討し、実際に多くの改革を実行してきた。しかしながら、議会が地方分権と区民参画の流れに対応し、区民からの一層の信頼をえるためには、議員と区民が選挙で成立した負託関係を日常的に履行する仕組み、すなわち、一方において、議員が明確な基準のもとで誇りをもって区政を担いつつ説明責任を果たし、他方において、区民は議員を信頼し、必要な場合に議員の活動について説明を求めることができる仕組みが必要である。ここに、その新しい仕組みを創設するために、政治倫理条例を制定する。

目　的

この条例は、議会の役割、議員と区民の責務を明確にし、政治倫理を確立するために議員として活動する際に遵守すべき4項目の行動基準（以下「政治倫理基準」という。）を定め、さらに、区民が議員の活動について説明を求め、議員に説明を義務づける審査機関を設けることにより、議会が区民から信頼を得て、清浄で民主的な区政の発展に寄与することを目的とする。

議会の役割

- 議会は、区民の意見、要望に耳を傾け、区民生活の実情を把握し、区政の共同運営者として政策を提案し、条例案や予算案等を議決し、区政全般が適正に行われているかを調査、点検、監視する。
- 議会は、区民生活の向上と新宿区の発展を目指すことを使命とする。したがって、議会は、区民のさまざまな問題の解決と新宿区の将来を見据えた活動に努める。

議員の責務

・　議員は、区政に関わる責務を深く自覚し、政治倫理基準を遵守し活動する。

・　議員は、区民全体の代表として区政に関わる権能と責務を深く自覚するとともに、自ら研鑽を積み、資質を高め、品位を保ち、その使命達成に努める。

・　議員は、自らの公約に掲げた政策の実現に努力するとともに、情報公開の原則に基づき、議会、議員の活動を積極的に区民に明らかにし、説明責任を果たす。

・　議員は、法令を遵守し、公正な職務執行を妨げる不当な要求に屈しない。

区民の責務

・　区民は、区民の代表たる議員に信頼を寄せ、議員が誠実に行動し、公約の実現に向けて努力することを期待する。

・　区民は、議員に対し政治倫理を逸脱する行為を求めない。

・　区民は、主権者としての自覚と誇りをもち、積極的に議会を監視し、議員・議会を通して区政運営に参画する。

・　区民は、区民の代表たる議員の活動、政治姿勢に注目し、説明責任を果たすことを求める。

不正な影響力の行使の禁止（政治倫理基準）

・　議員は、執行機関の職員（特別職を含む。）に対し、自己の権限又はその地位による影響力を行使して、公正な職務執行を妨げるような働きかけをしてはならない。

※注　「公正な職務執行を妨げる」とは、「工事等の請負契約、物品の購入契約等の契約に関して、特定の業者を推薦し、又は紹介等をすること」、「職員（非常勤職員を含む）の採用、昇格、異動等の人事に関与すること」、「許認可、補助金その他の給付の決定に関与すること」などを想定しているが、個々に規定すると規定したものだけに限定されてしまうので、包括的な規定とする。

・　出資団体及び指定管理者等（注1）の役職員に対しても同様とする。

依頼等を行った場合の記録義務（政治倫理基準）

・　議員が執行機関の職員（特別職を含む）に意見を伝え、要望し、又は依頼をするとき（以下「依頼等をするときは」という。）は、文書で行わなければならない。

ア　議員は、当該文書を保存し、議員の職にある間、区民の閲覧に供する。

イ　公開の場等で行ったとき及び日常的軽易な事項（注2）は除く。

ウ　出資団体及び指定管理者等の役職員に対しても同様とする。

この他にも次のような意見があった。

・　議員が執行機関の職員（特別職を含む）に口頭で意見を伝え、要望し、又は依頼をしたとき（以下「依頼等をするときは」という。）は、議員は、文書に記録し保存しなければならない。

ア　議員は、当該文書を、議員の職にある間、区民の閲覧に供する。

イ　公開の場等で行ったとき及び日常的軽易な事項は除く。

ウ　出資団体及び指定管理者等の役職員に対しても同様とする。

・　依頼等をしたときの記録及び公文書としての保存は、執行機関の職員が行う制度の創設を執行機関に依頼する。

兼業の報告義務（政治倫理基準）

・　議員は、議員となった時に、自ら事業を営んでいる場合又は次に掲げるいずれかに該当する法人その他の団体（区の出資団体等を除く。）（以下「法人等」という。）の取締役、理事、監事、監査役、顧問若しくはこれらに準ずる職を兼ねている場合は、1ヶ月以内に議長に報告しなければならない。これらに変更があった場合（新たに営む場合、兼ねる場合を含む。）も同様とする。

ア　主として収益事業を営む法人等

イ　区の許認可が必要な事業を営む法人等

ウ　区から補助金等を受け、又は受けようとする法人等

・　兼業報告は、議員の職にある間、区民の閲覧に供する。

人権侵害行為の禁止（政治倫理基準）

・　議員は、地位を利用した嫌がらせ、強制及び圧力並びに他の者が不快に感じる性的な言動（以下「セクシャルハラスメント」という。）等人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。

審査機関の設立と活動について

○　**政治倫理審査会の設置**

議員が遵守すべき政治倫理の確立に向け、政治倫理に関する事項を審査するため、新宿区議会政治倫理審査会を設置する。

○　**審査会の所掌事務**

審査会は、審査の請求があった事案について審査し、報告し、又は勧告する。また、政治倫理の確立のため必要とされる事項について、調査し、勧告し、又は建議する。

○　**審査会委員の組織・任期**

審査会の委員は8人とし、うち3人を議員のうちから、うち3人を区民のうちから、うち2人を政治倫理に関して識見を有する者のうちから、議長が委嘱する。委嘱にあたって、原則として男女いずれか一方の性が委員総数の4割未満とならないようにする。また、審査会の委員の任期は2年とする。

○　**区民の審査請求権**

・　区民は、議員が不正な影響力の行使の禁止、依頼等を行なった場合の記録義務及び兼業の報告義務の各政治倫理基準に違反する行為並びに法令（条例、規則を含む。）に違反した行為をした疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて、議員定数の12分の1以上の議員または満20歳以上の区民100人の連署をもって、議長に審査を請求することができる。

・　何人も、議員からセクシャルハラスメント等人権侵害を受けたときは、議長に議員の審査を請求することができる。

議長は、審査の請求がなされたときは、審査会にその審査を求めなければならない。

○　**政治倫理違反等の審査**

審査会は、議長より審査を求められたときは、当該審査請求の適否及び当該事案の存否の審査を行い、文書で議長に審査結果を報告しなければならない。この場合において、審査会は政治倫

理確立のため必要と認める措置を勧告することができる。

審査会は、議長より審査を求められたときから60日以内に審査結果を報告するよう努めなければならない。

審査会は、審査の申立をされた議員又は関係人に対し、事情聴取等必要な調査をすることができる。

議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、請求者及び当該議員に文書で通知するとともに、その概要を公表しなければならない。

○　議員の協力義務及び弁明

当該議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は会議への出席の請求がある場合は、それに従わなければならない。

当該議員は、審査会において口頭又は文書により弁明することを請求することができる。また、当該議員は、審査結果について議長に対し弁明書を提出することができる。

弁明書が提出された場合は、議長は審査結果の公表にあたり、弁明書の全部又は概要を併せて公表するものとする。

○　審査結果の尊重

新宿区議会は、審査会から報告及び勧告を受けた事項を尊重し、政治倫理に違反したと認められるときは、議会の名誉と品位を守り、区民の信頼を回復するために必要と認められる措置（注3）を講ずるものとする。

○　委任

この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

「参考」

（注1）：土地開発公社、文化国際交流財団、勤労者福祉サービスセンター、社会福祉事業団、障害者就労センター、生涯学習財団、社会福祉協議会、シルバー人材センター等

（注2）：例示：道路の補修、街灯の球切れ、ゴミの撤去、区民への情報提供等

（注3）：議長による注意、問責決議、勧告決議

「資料」

新宿区議会議員政治倫理審査会規程案

○　目的

この規程は、新宿区議会議員政治倫理条例第　条に規定する政治倫理条例審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

○　会長

審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3　会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

○　**招集**

審査会は会長が招集する。

○　**会議及び議事**

会議は、過半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。

2　審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3　審査会の会議は公開とする。但し、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは非公開とすることができる。

○　委員の除斥

審査会の委員は、自己に関係のある事件については、その審査に加わることはできない。

○　庶務

審査会の庶務は、議会事務局が担当する。

新宿区議会議員政治倫理条例に関する懇談会　審議状況

回	開　催　日	主　　な　　内　　容
第1回	平成16年4月21日	政治倫理の基本的な考え方
第2回	平成16年5月7日	地方議会、議員の役割及び権限について
第3回	平成16年5月28日	議会の役割、議員の役割について
第4回	平成16年6月4日	議員個人の役割と倫理（責任）について
第5回	平成16年7月16日	議員の役割と責任…あっせん行為や働きかけの考え方について
第6回	平成16年7月30日	文書化に関する考え方（範囲、主体、文書にならない問題の処理）
第7回	平成16年8月20日	審議会のあり方、財産公開、兼業・兼職の届出、公平で民主的なルール、問責制度、議員活動の報告など
第8回	平成16年9月3日	起草委員会報告及び審議
第9回	平成16年10月15日	新宿区議会議員政治倫理条例に関する答申（案）の審議
第10回	平成16年10月29日	答申（案）の審議、答申を議長に提出

第1回 起草委員会	平成16年9月1日	答申起草案についての協議
第2回 起草委員会	平成16年9月13日	答申起草案についての協議
第3回 起草委員会	平成16年10月15日	答申案についての協議

新宿区議会議員政治倫理条例に関する懇談会名簿

（敬称略・五十音順）

氏　　名	所　　属	備　考
吉野　孝	早稲田大学政治経済学部教授	会　長
堀川　末子	弁護士、区法律相談員	副会長
石黒　之俐子	区民（公募）	委　員
うるしばら　順一	区議会議員	委　員
小野　栄子	区民（公募）	委　員
志田　雄一郎	区議会議員	委　員
武山　隆	区民（公募）	委　員
田中　のりひで	区議会議員	委　員
とよしま　正雄	区議会議員	委　員
なす　雅之	区議会議員	委　員
根岸　紘一	議会事務局長	委　員
古山　聡子	区民（公募）	委　員
水田　勝博	区民（公募）	委　員
宮坂　俊文	区議会議員	委　員
山田　敏行	区議会議員	委　員
渡部　優子	議会事務局次長	委　員

資　料11

平成17年8月26日報告

区議会のインターネット中継等の実施に関する最終報告

区議会をより身近に感じてもらうための一手段として、議場に足を運ばなくても自宅などでリアルタイムに、また、後日いつでも好きなときに見ることができるインターネットを利用した区議会中継については、平成15年5月からの地方分権・行政改革特別委員会の検討事項に決定し、同年9月からの議会改革を進める小委員会に付託したところである。

小委員会での検討の結果、18年度から実施し、実施の方法、内容等については、議員を中心としたインターネット中継等検討委員会（以下、「本委員会」という。）を設置して検討することとなり、延べ12回（うち4回は視察）本委員会が開催された。

同時に、より一層緊張感のある質疑を期待して導入する対面演壇方式の詳細についても検討を重ねてきた。

この間の検討結果について、ここに報告する。

Ⅰ　本委員会に付託された検討内容

1　本会議場でのインターネット中継の内容について

2　本会議場の対面演壇方式の導入について

3　上記1、2に関する本会議場の改修について

Ⅱ　本委員会での検討

1　インターネット中継

開かれた議会を目指す中で、本会議をより身近に感じてもらうための一手段として、本会議のインターネット中継を行う。

(1) 中継概要

インターネットで中継する内容には、いくつかの種類があり、これらについて検討した。

①　生中継

本会議をビデオカメラで撮影し、同時にその映像をインターネットで配信する。

②　録画中継

生中継の映像を編集し、後日、インターネットで配信する。

ア　編集

映像の選択を議員ごと、発言者ごとなどに区切ること。(頭だし)

イ　配信日

おおむね5営業日後に配信を開始。

③　録画中継を会議録検索と連動

現在、会議録検索システムを区議会ホームページ上で提供しているが、これとは別に上記②の録画画面と連動して発言内容を文字で表示することができる。

ア　配信日

現行の検索システムは配信まで約2ヶ月かかるが、録画中継との連動の場合、さらに1週間程度の期間が必要となる。

(2) 区施設での中継

インターネット中継の生中継映像を区施設（本庁舎1階ロビー、地域センター／特別出張所など）で中継することにより、インターネット環境をもっていない人の受け皿になるとともに、宣伝効果も望める。

本委員会での検討結果

議場でのインターネット中継に関する本委員会での検討結果は、以下のとおりである。

1　中継内容は、生中継と録画中継を行うこととする。また、会議録検索システムとの連動はしないこととする。

(1) 理由

①　配信までに2ヶ月以上の期間を要し、配信時には新鮮味がないこと。

②　会議録は修正することもあり、この場合、映像（音声）との整合性がとれなくなること。

③　別途経費が必要となること。

2　区施設での中継については、宣伝効果としては大きいが、新たな設備（パソコンやテレビモニタなど）を購入するのではなく、既存のものを利用して行うことが望ましいとの結論に達した。

(1) 本庁舎1階ロビーについては生中継のみ実施とし、設備は戸籍住民課窓口用ディスプレイや、広報ビデオ用モニタなどの既存のものを利用することが望ましい。今後、区の関係部課と調整が必要。

なお、現在、議会日程などを表示しているディスプレイは、型が古く対応できない。

(2) 地域センター／特別出張所での中継については、1階にある特別出張所に新たにテレビモニタとパソコンを設置し中継する方法もあるが、今回は、地域センター（地域センターのないところは特別出張所）に既設の来館者公開用のパソコンを使えるように関係部課と調整していくこととする。

3　経費（現時点での見積もりによる）

(1) 議場での本会議のインターネット中継

①　議場の設備及び工事　5,000,000円～9,000,000円（一時経費）

②　配信経費（設置費）　367,500円（一時経費）

③　配信経費（リース）　　1,978,200円（継続経費）
④　設備メンテナンス　　　315,000円（継続経費）
⑤　操作員人件費（1時間あたり・2名分）
6,300円（継続経費）
⑥　配信データ作成経費（1時間あたり）
1,050円（継続経費）
⑦　回線使用料（年間　　　448,560円（継続経費）

(2)　本庁舎1階のテレビモニタへの中継

①　5階から1階への配線工事　700,000円（一時経費）

4　実施時期

平成18年第3回定例会から実施の予定。

2　対面演壇方式の導入

現行では、議員が議長席前の演壇から議員席（傍聴席）に向かって、執行機関に対する質問を行っている。対面演壇方式を導入後は、議員側演壇を設置し、ここから執行機関側に向かって質問することにより、より一層緊張感のある質疑が期待できる。

(1) 改修

①　議員側演壇の設置

②　待機席の設置

(2) スクリーンの設置

議会改革を進める小委員会での検討結果には、インターネット中継実施とともに同時に対面演壇方式の導入が盛り込まれている。この中で議員側演壇に登壇した議員の姿が傍聴席から見えなくなるため、議員の映像用にスクリーンを設置することになっている。

本委員会での検討結果

対面演壇方式の導入に関する本委員会での検討結果は、以下のとおりである。

1　改修

(1) 議員側演壇及び待機席の設置（参考資料5参照）

現在の議席番号5～8番の席を撤去することによりできるスペースに演壇と待機席を設置する。設置スペースの床は、周囲の高さと調整する。

また、演壇、待機席については、現在の議場の雰囲気を壊さないようなものとする。

(2) 経費（現時点での見積もりによる）

1,500,000円

2　議場へのスクリーンの設置

(1) 議場へのスクリーンは、費用対効果、代替案を検討の結果、設置しない提案をすることとした。

①　理由

スクリーンについては、当区議会議場に設置する場合の見積（9，250千円）と既設の三重県議会の例（参考：議場改修経費約20，000千円うちスクリーン等経費は13，000千円）を参考に検討したが、費用対効果が大きくないとの判断により、設置の提案を見送ることとした。

また、代替案として6階傍聴席にテレビモニタを設置することを検討したが、設置スペースがなく、壁面への設置や天井から吊下げなどの方法を検討した結果、安全性や費用対効果により設置しないこととした。

後述する5階の傍聴席設置が決定したことで、より議員との距離が近くなり、議員席側演壇から理事者の方向（左、右）に向かって発言する場合、傍聴席から横顔が十分見えることを確認したので、議員が発言の姿勢に配慮することにより、傍聴者に背を向けることが解消される。

② その他

後述（5ページ）する5階の傍聴席設置に関連して5階へのテレビモニタ設置を検討したが、傍聴席改修後に再度検討することとした。

3 電光掲示板の設置

現在も発言中に時計を確認している人は多い。従って電光掲示板（経過時間もしくは残時間表示）を設置し、より見やすくすることで、利便性を高めたい。

4 その他

発言ごとの登壇場所や発言方法などの対面演壇方式導入後の運用については、本委員会の所管事項外のため本報告ではふれない。

5 実施時期

平成18年第3回定例会から実施の予定。

Ⅲ 要望

本委員会に付託された事項については、上記のとおりであるが、検討過程で本委員会から要望すべき事項として決定したものについて掲載する。

1 委員会の中継に関する要望

本会議の中継の議論の中で、委員会を中継してはどうか、という意見があり検討した。

(1) 中継する委員会

委員会の中でも予算特別委員会と決算特別委員会は議論の内容も一般区民に分かりやすく、また関心も高いと思われる。

その他の委員会では、4ヶ所の委員会室に分かれて開催されており、現状では設備面で難しい。

(2) 予算特別委員会及び決算特別委員会の中継実施に関する留意点

① 経費が新たに本会議の中継と同程度必要となる。

② 会議運営上、発言者は自席での発言となり、また、会計科目ごとに理事者が入れ替わるなど本会議よりも中継自体が難しい面がある。

③ 本会議では基本的に発言者個人を大きく映すことになるが、特別委員会では上記”などにより難しい。このため、議員席側、理事者席側というように全体を映すことになる。

本委員会からの要望

予算・決算特別委員会での議論は、税金をどのように使う（使われた）かという、納税者としての区民からみて、非常に興味深い内容と思われ、また、毎回活発な議論が展開されている。今まで議会を傍聴したことのないような区民にも内容的に分かりやすく、議会を理解してもらうための第一歩としても有効と考える。

上記1（2）の留意点もあるが、本委員会としては予算・決算特別委員会の中継を要望する。

2　5階議場内への傍聴席の設置に関する提案

現在6階に傍聴席を設置しているが5階の議場後方スペースに新たに30席程度の傍聴席と車椅子席を設ける。なお、現行の6階傍聴席は撤去することなく、予備として使用する。ただし、6階車椅子席については廃止する。（33ページ参考資料5参照）

(1)　理由

6階の傍聴席は議員席から離れており、臨場感に乏しい。また、椅子も座面が狭く高いため座りにくく、席によっては議場の後ろ半分が見えにくいという意見もある。

椅子などは改修することも可能であるが、臨場感に乏しい点、議場が見えにくい点は改善できない。

(2)　改修内容

① 最後列の議席を1列（4席）撤去し、空いたスペースから後方の壁面までを柵で囲い、その中に3列で合計30席程度の椅子（固定）を設置し、さらに車椅子のスペース4～5台分を確保する。椅子席部分は後列の床を少し上げることにより、階段状に傾斜をつけることにより、視界を確保する。

② 議場入口の扉が狭いため、1番扉と3番扉の幅を拡げることにより車椅子対応とし、入り口として使用しない2番扉は閉鎖する。

なお、議員の入退場は1番扉と4番扉を、傍聴席への入退場は3番扉を使用する。

(3)　経費

7,450,000円（消費税等込、営繕課見積り）

(4)　その他

6階傍聴席の外側にある車椅子用スロープは撤去することとする。

本委員会からの要望

5階に傍聴席を設置することにより、議員と同じ目線で臨場感のある傍聴が可能になる。また、車椅子の方や足腰の弱い方の出入りも、現行の6階傍聴席に比べて格段に利用しやすくなり、バリアフリーの観点からも有効である。

以上の点から、本委員会では、5階への傍聴席設置を要望する。

Ⅳ　その他

1　本委員会の構成　→　参考資料1
2　本委員会の検討の経過　→　参考資料2
3　今後のスケジュール　→　参考資料3（略）
4　他自治体（東京都内）の導入状況　→　参考資料4（略）
5　本会議場の配置図　→　参考資料5（略）
6　全体像　→　参考資料6（略）
7　本委員会からの提案事項を含めた資料を添付する。
　全体像（提案事項含む）　→　参考資料7（略）

参考資料1

本委員会の構成

1　委員

会　長　くまがい 澄子
副会長　下村 治生
委　員　なす 雅之
委　員　渡部 優子
委　員　平野 進
委　員　前田 好春
委　員　川津 丈明　（人事異動により平成17年3月31日まで）
委　員　岡嵜 俊也　（人事異動により平成17年4月1日から）

2　その他

平成17年5月11日開催の委員会において、情報システム課職員のオブザーバーとしての出席を決定。

5月27日開催の委員会から小町情報システム課主査が出席。

参考資料2

本委員会の検討の経過

1　設置

インターネット中継等検討委員会設置要綱（平成16年11月1日施行）による

2　視察

（1）平成16年12月7日　　　東京都議会
議会のインターネット中継における施設、設備、中継方法等

（2）平成16年12月14日　　　世田谷区議会
議会のインターネット中継における施設、設備、中継方法等

（3）平成17年2月4日　　　横須賀市議会
議会のインターネット中継について

（4）平成17年4月15日　　　稲城市議会
登壇の対面方式、1問1答方式、議場の見学

3　会議

（1）平成16年11月8日
会長、副会長の選出
検討の方向性について

（2）平成17年5月11日
視察結果をふまえた新宿区議会の方向性の検討

（3）平成17年5月27日
5月11日開催の委員会からの検討課題整理

（4）平成17年6月6日
5月27日開催の委員会からの検討課題整理

（5）平成17年6月21日
全体像について

（6）平成17年7月6日
報告書（案）について
対面演壇方式の導入について
5階傍聴席の設置について

（7）平成17年7月12日
報告書（案）について

（8）平成17年8月24日
最終確認事項について

インターネット中継等検討委員会設置要綱

16新区議第952号
議　長　決　定

（設置）

第1条　平成18年度に実施予定の本会議のライブ中継及びオンデマンド中継（以下「インターネット中継」という。）に必要な事項を検討するインターネット検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条　検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) インターネット中継を実施するための施設、設備、経費、その他必要とされる事項を検討し、その結果を議長に報告すること。

(2) その他議長が必要と認める事項

（構成員）

第3条　検討委員会は、次に掲げる者で構成する。

(1) 議員　　3人

(2) 議会事務局職員　　4人

（オブザーバー）

第4条　区の情報処理に係る者をオブザーバーとすることができる。

（委員の任期）

第5条　委員の任期は、議長への報告の日までとする。

（会長及び副会長）

第6条　検討委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、検討委員会を代表し、会務を統括する。

3　検討委員会に副会長1名を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第7条　検討委員会は、会長が招集する。

2　議長は、会長に検討委員会の開催を求めることができる。

3　会長は、会議に諮りオブザーバーを出席させることができる。

4　会長は、委員以外の者を会議へ出席をさせ、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第8条　検討委員会の会議は，公開とする。ただし、検討委員会の決定により、非公開とすることができる。

（庶務）

第9条　検討委員会の庶務は、議会事務局において処理する。

（委任）

第10条　この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付　則

1　この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

2　この要綱は、議長へ諮問事項を報告した日をもって効力を失うものとする。

インターネット中継等検討委員会　視　察　一　覧

視　察　先	形　態		テロップ	議場配置	配信単位	視聴ソフト	その他
東京都議会	同時中継 （生中継）	○		対面式ではない		Windows Media Player	
	後日の配信 （録画中継）	○	○		議員（質問者）ごと		手話映像あり
	会議録検索システムとの連携	検索システム単独	—		—	—	
世田谷区議会	同時中継 （生中継）	○		対面式ではない		Real Player	
	後日の配信 （録画中継）	○	○		議員（質問者）ごと		
	会議録検索システムとの連携	検索システム単独	—		—	—	
横須賀市議会	同時中継 （生中継）	○		対面式ではない		Windows Media Player	
	後日の配信 （録画中継）	○	○		発言者ごと		
	会議録検索システムとの連携	検索システムと連携	—		—	—	
稲城市議会	同時中継 （生中継）	17年度実施予定	—	対面式			庁舎ロビーでテレビ中継
	後日の配信 （録画中継）		—				
	会議録検索システムとの連携	検索システム単独	—		—	—	

〔参考資料〕
議会中継視聴画面（東京都議会、世田谷区議会、横須賀市議会）
視察時の写真（東京都議会、世田谷区議会、横須賀市議会、稲城市議会）

印刷物作成番号2006－4－5001

議 会 改 革 の 取 り 組 み

発 行 年 月　　　平 成 19 年 3 月
編集・発行　　　新宿区議会事務局
郵便番号160-8484
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
電話　5273－4026

古紙パルプ配合率100%再生紙を使用しています